

『文徳実録』と藤原基経

—— 国史の任官記事の検討を通して

野口武司

一

本稿は、国史所見のいわゆる任官記事のうち、特に四位〜六位相当の令制諸官職へのそれについて、『続日本紀』以下の五国史中、闕逸部分の極めて多い『日本後紀』を除く四国史が各々如何ように載録しているかを、相互に比較検討し、以てそれら諸国史の史書としての性格を究明すべき一資料足らしめんことを庶幾するとともに、そうした操作を通して、特に『文徳実録』と、その編纂主宰者たる藤原基経との係わり合いについて論明せんとするものである。

二

先ず、以下の行論の便宜上、四位〜六位の相当官職を官位令に拠って掲記すること註(一)から始めよう。

正四位

皇太子傳

中務卿

以前上階

七省卿

從四位

彈正尹

左右大弁

以前上階

神祇伯

中宮大夫

春宮大夫

正五位

左右中弁

大宰大貳

中務大輔

左右京大夫

大膳大夫

撰津大夫

衛門督

左右衛士督

以前上階

左右少弁

七省大輔

彈正弼

大判事

從五位

中務少輔

左右大舍人頭

大學頭

木工頭

雅樂頭

玄蕃頭

神祇少副	正六位	典藥頭	陰陽頭	大炊頭	内蔵頭	左右衛士佐	摂津亮	左右京亮	中宮亮	七省少輔	少納言	神祇大副	以前上階	大國守	左右馬頭	圖書頭	主計頭
大内記		上國守	主殿頭	散位頭	縫殿頭	皇太子学士	衛門佐	大膳亮	春宮亮	大監物	大宰少貳	侍從			左右兵庫督	左右兵衛督	主税頭

彈正大忠 左右大弁大史

正親正 内膳奉膳

造酒正 兵馬正

鍛冶正 造兵正

画工正 典鑄正

掃部正 内藥正

東西市正 官奴正

鼓吹正 園池正

諸陵正 贓贖正

囚獄正

以前上階

大宰大監 八省大丞

彈正少忠 中判事

左右大舍人助 大學助

木工助 雅樂助

玄蕃助 主計助

主税助 凶書助

左右兵衛佐 左右馬助

左右兵庫助

内兵庫正

土工正

葬儀正

采女正

主船正

漆部正

縫部正

織部正

隼人正

内礼正

内薬侍

大学博士

大国介

中国守

従六位

神祇大祐

大宰少監

八省少丞

中監物

中宮大進

春宮大進

内蔵助

縫殿助

大炊助

散位助

陰陽助

主殿助

典薬助

主水正

主油正

内掃除正

管陶正

内染正

舍人正 主膳正

主蔵正 上国介

以前上階

神祇少祐 少判事

大宰大判事 中宮少進

春宮少進 左右京大進

大膳大進 摂津大進

衛門大尉 左右衛士大尉

大蔵大主鑰 主鷹正

主殿首 主書首

主漿首 主工首

主兵首 主馬首

下国守

右記諸官職を、より具体的に示すとともに、これら具体的な諸官職への任官記事の、各四国史における載録状態を相互に比較考覈する便宜を考えて、それら具体的な諸官職への任官記事事例が、四国史中、二国史以上に互って見出されるものを摘出列記し、それに順次、通番号を付しておくこととする。

四位相当

①皇太子傳、②中務卿、③式部卿、④治部卿、⑤民部卿、⑥兵部卿、⑦刑部卿、⑧大蔵卿、⑨宮内卿、⑩弾正尹、⑪左

大弁、⑫右大弁、⑬神祇伯、⑭中宮大夫、⑮春宮大夫

五位相当

⑯左中弁、⑰右中弁、⑱大宰大貳、⑲中務大輔、⑳左京大夫、㉑右京大夫、㉒大膳大夫、㉓撰津大夫、㉔衛門督、㉕左少弁、㉖右少弁、㉗式部大輔、㉘治部大輔、㉙民部大輔、㉚兵部大輔、㉛刑部大輔、㉜大藏大輔、㉝宮内大輔、㉞彈正弼、㉟大判事、㊱中務少輔、㊲大舍人頭、㊳大學頭、㊴木工頭、㊵雅樂頭、㊶玄蕃頭、㊷主計頭、㊸主税頭、㊹凶書頭、㊺左兵衛督、㊻右兵衛督、㊼左馬頭、㊽右馬頭、㊾左兵庫督、㊿右兵庫督、①大和守、②河内守、③伊勢守、④武藏守、⑤上総守、⑥下総守、⑦常陸守、⑧近江守、⑨上野守、⑩陸奥守、⑪越前守、⑫播磨守、⑬肥後守、⑭神祇大副、⑮侍從、⑯少納言、⑰大宰少貳、⑱式部少輔、⑲治部少輔、⑳民部少輔、㉑兵部少輔、㉒刑部少輔、㉓大藏少輔、㉔宮内少輔、㉕大監物、㉖中宮亮、㉗春宮亮、㉘左京亮、㉙右京亮、㉚大膳亮、㉛撰津亮、㉜衛門佐、㉝皇太子學士、㉞内藏頭、㉟縫殿頭、㊱大炊頭、㊲散位頭、㊳陰陽頭、㊴主殿頭、㊵典藥頭、㊶山城守、㊷撰津守、㊸尾張守、㊹三河守、㊺遠江守、㊻駿河守、㊼甲斐守、㊽相模守、㊾美濃守、㊿信濃守、①下野守、②出羽守、③加賀守、④越中守、⑤越後守、⑥丹波守、⑦但馬守、⑧因幡守、⑨伯耆守、⑩出雲守、⑪美作守、⑫備前守、⑬備中守、⑭備後守、⑮安芸守、⑯周防守、⑰紀伊守、⑱阿波守、⑲讚岐守、⑳伊予守、㉑筑前守、㉒筑後守、㉓豐前守、㉔豐後守、㉕肥前守

六位相当

①神祇少副、②大内記、③正親正、④内膳奉膳、⑤造酒正、⑥造兵正、⑦掃部正、⑧内藥正、⑨鼓吹正、⑩園池正、⑪諸陵正、⑫大學助、⑬木工助、⑭主計助、⑮主税助、⑯左兵衛佐、⑰右兵衛佐、⑱左馬助、⑲右馬助、⑳隼人正、㉑大學博士、㉒大和介、㉓河内介、㉔伊勢介、㉕武藏介、㉖上総介、㉗下総介、㉘常陸介、㉙近江介、㉚上野介、

⑮陸奥介、⑯越前介、⑰播磨介、⑱肥後介、⑲安房守、⑳若狭守、㉑能登守、㉒丹後守、㉓石見守、㉔長門守、㉕土佐守、㉖日向守、㉗大隅守、㉘薩摩守、㉙中宮大進、㉚春宮大進、㉛内蔵助、㉜山城介、㉝摂津介、㉞尾張介、㉟三河介、㊱遠江介、㊲駿河介、㊳相模介、㊴美濃介、㊵信濃介、㊶下野介、㊷出羽介、㊸加賀介、㊹越中介、㊺越後介、㊻丹波介、㊼但馬介、㊽因幡介、㊾伯耆介、㊿出雲介、①美作介、②備前介、③備中介、④備後介、⑤安芸介、⑥紀伊介、⑦阿波介、⑧讃岐介、⑨伊予介、⑩筑前介、⑪筑後介、⑫豊前介、⑬豊後介、⑭肥前介、⑮和泉守、⑯伊賀守、⑰伊豆守、⑱淡路守

さて、これら諸官職への任官記事が各四国史に各々如何ように載録されていであろうか。いま、これを具体的、且つ詳細に明らかにすべき資料として、煩を厭わずに、上記①～⑯の諸官職の全てについて、それらへの任官記事事例が、それら各四国史毎に、また、それら各四国史の一年当りに各々何例づつ載録されているかを精査した結果と、それに基づき、各位階毎のそれら諸官職への任官記事の、各四国史における一年当りの載録事例数の多寡についての順次とを、併せて一目瞭然たらしめるべく、表一・表二の形にして示すとともに、更に、それら二表を分かり易く纏めて示す表三をも掲記しておくこととする。

（これらの表における各四国史の叙述対象年は、凡そ次の通りである。『統日本紀』は九〇・四年（大宝律令施行の大宝元年八月より、その擧げ年たる延暦十年十二月末まで）、『統日本後紀』は一七・二年、『文徳実録』は八・五年、『三代実録』は二九・一年。このうち『統日本紀』の記載に関して、出羽国の守（⑩）・介（⑪）は、七九・三年（和銅五年九月設置）、美作（⑫）・丹後（⑬）・大隅（⑭）三国の守・介は、七八・七年（和銅六年四月設置）、安房（⑮）・能登（⑯）の守は、七三・六年（養老三年五月設置）で各々計算してある。また、加賀国の守（⑰）・介（⑱）の事例なしは、周知のように同国設置が、弘仁十四年三月で、同書の叙述対象外にあるためである。更に、藤原惠美朝臣押勝による天平宝字二年の官号改易をも加味考慮してある。尚、表三においては、各四国史に載録する任官記事事例数の、各四国史相互間における優劣の比較を、なるべく公正さを損わずに、然も分かり易い形で行うための一便法として操作値を採り入れて計算してある。これは、各四国史における任官記事載録事例数の多寡の順位において、一位に4、二位に3、三位に2、四位に1、の整数を各々乗するというものである。こうして得られる数値は、飽く迄も相対的なものでしかないが、そうした各四国史間における優劣を考量する限りにおいては、便宜、且つ有効なものと考えるのである。）。

表一

⑪

国史	官職	左大弁
続日本紀		19(0.2102)
続日本後紀		6(0.3488)
文徳実録		2(0.2353)
三代実録		6(0.2062)

⑥

国史	官職	兵部卿
続日本紀		18(0.1991)
続日本後紀		2(0.1163)
文徳実録		0
三代実録		2(0.0687)

①

国史	官職	皇太子傅
続日本紀		3(0.0332)
続日本後紀		3(0.1744)
文徳実録		1(0.1176)
三代実録		2(0.0687)

⑫

国史	官職	右大弁
続日本紀		20(0.2212)
続日本後紀		3(0.1744)
文徳実録		3(0.3529)
三代実録		7(0.2405)

⑦

国史	官職	刑部卿
続日本紀		13(0.1438)
続日本後紀		7(0.4070)
文徳実録		0
三代実録		4(0.1375)

②

国史	官職	中務卿
続日本紀		14(0.1549)
続日本後紀		4(0.2326)
文徳実録		1(0.1176)
三代実録		1(0.0344)

⑬

国史	官職	神祇伯
続日本紀		7(0.0774)
続日本後紀		4(0.2326)
文徳実録		0
三代実録		7(0.2405)

⑧

国史	官職	大蔵卿
続日本紀		18(0.1991)
続日本後紀		3(0.1744)
文徳実録		2(0.2353)
三代実録		2(0.0687)

③

国史	官職	式部卿
続日本紀		16(0.1770)
続日本後紀		0
文徳実録		1(0.1176)
三代実録		3(0.1031)

⑭

国史	官職	中宮大夫
続日本紀		9(0.0996)
続日本後紀		0
文徳実録		0
三代実録		3(0.1031)

⑨

国史	官職	宮内卿
続日本紀		16(0.1770)
続日本後紀		3(0.1744)
文徳実録		2(0.2353)
三代実録		4(0.1375)

④

国史	官職	治部卿
続日本紀		11(0.1217)
続日本後紀		6(0.3488)
文徳実録		0
三代実録		4(0.1375)

⑮

国史	官職	春宮大夫
続日本紀		6(0.0664)
続日本後紀		2(0.1163)
文徳実録		2(0.2353)
三代実録		1(0.0344)

⑩

国史	官職	弾正尹
続日本紀		11(0.1217)
続日本後紀		4(0.2326)
文徳実録		1(0.1176)
三代実録		6(0.2062)

⑤

国史	官職	民部卿
続日本紀		10(0.1106)
続日本後紀		4(0.2326)
文徳実録		0
三代実録		3(0.1031)

②6

国史	官職	右少弁
続日本紀		24(0.2655)
続日本後紀		5(0.2907)
文徳実録		5(0.5882)
三代実録		5(0.1718)

②1

国史	官職	右京大夫
続日本紀		19(0.2102)
続日本後紀		4(0.2326)
文徳実録		4(0.4706)
三代実録		3(0.1031)

①6

国史	官職	左中弁
続日本紀		19(0.2102)
続日本後紀		6(0.3488)
文徳実録		3(0.3529)
三代実録		6(0.2062)

②7

国史	官職	式部大輔
続日本紀		17(0.1881)
続日本後紀		3(0.1744)
文徳実録		1(0.1176)
三代実録		2(0.0687)

②2

国史	官職	大膳大夫
続日本紀		9(0.0996)
続日本後紀		4(0.2326)
文徳実録		3(0.3529)
三代実録		4(0.1375)

①7

国史	官職	右中弁
続日本紀		15(0.1659)
続日本後紀		8(0.4651)
文徳実録		6(0.7059)
三代実録		9(0.3093)

②8

国史	官職	治部大輔
続日本紀		15(0.1659)
続日本後紀		6(0.3488)
文徳実録		6(0.7059)
三代実録		6(0.2062)

②3

国史	官職	摂津大夫
続日本紀		25(0.2765)
続日本後紀		4(0.2326)
文徳実録		2(0.2353)
三代実録		11(0.3780)

①8

国史	官職	大宰大貳
続日本紀		20(0.2212)
続日本後紀		2(0.1163)
文徳実録		2(0.2353)
三代実録		8(0.2750)

②9

国史	官職	民部大輔
続日本紀		19(0.2102)
続日本後紀		4(0.2326)
文徳実録		1(0.1176)
三代実録		10(0.3436)

②4

国史	官職	衛門督
続日本紀		10(0.1106)
続日本後紀		5(0.2907)
文徳実録		0
三代実録		6(0.2062)

①9

国史	官職	中務大輔
続日本紀		21(0.2323)
続日本後紀		6(0.3488)
文徳実録		3(0.3529)
三代実録		4(0.1375)

③0

国史	官職	兵部大輔
続日本紀		28(0.3097)
続日本後紀		5(0.2907)
文徳実録		2(0.2353)
三代実録		1(0.0344)

②5

国史	官職	左少弁
続日本紀		16(0.1770)
続日本後紀		5(0.2907)
文徳実録		4(0.4706)
三代実録		4(0.1375)

②0

国史	官職	左京大夫
続日本紀		22(0.2434)
続日本後紀		1(0.0581)
文徳実録		4(0.4706)
三代実録		4(0.1375)

④①

国史	官職	玄蕃頭
続日本紀		14(0.1549)
続日本後紀		4(0.2326)
文徳実録		4(0.4710)
三代実録		8(0.2749)

④②

国史	官職	主計頭
続日本紀		18(0.1991)
続日本後紀		3(0.1744)
文徳実録		2(0.2353)
三代実録		0

④③

国史	官職	主税頭
続日本紀		26(0.2876)
続日本後紀		4(0.2326)
文徳実録		3(0.3530)
三代実録		1(0.0344)

④④

国史	官職	図書頭
続日本紀		14(0.1549)
続日本後紀		4(0.2326)
文徳実録		4(0.4706)
三代実録		10(0.3436)

④⑤

国史	官職	左兵衛督
続日本紀		11(0.1217)
続日本後紀		4(0.2326)
文徳実録		1(0.1176)
三代実録		1(0.0344)

③⑥

国史	官職	中務少輔
続日本紀		24(0.2655)
続日本後紀		5(0.2907)
文徳実録		9(1.0588)
三代実録		9(0.3093)

③⑦

国史	官職	大舍人頭
続日本紀		47(0.5199)
続日本後紀		3(0.1744)
文徳実録		3(0.3529)
三代実録		1(0.0344)

③⑧

国史	官職	大学頭
続日本紀		16(0.1770)
続日本後紀		2(0.1163)
文徳実録		5(0.5882)
三代実録		7(0.2405)

③⑨

国史	官職	木工頭
続日本紀		16(0.1770)
続日本後紀		3(0.1744)
文徳実録		5(0.5880)
三代実録		3(0.1030)

④⑩

国史	官職	雅楽頭
続日本紀		10(0.1106)
続日本後紀		3(0.1744)
文徳実録		1(0.1176)
三代実録		4(0.1374)

③①

国史	官職	刑部大輔
続日本紀		13(0.1438)
続日本後紀		7(0.4070)
文徳実録		5(0.5882)
三代実録		14(0.4811)

③②

国史	官職	大蔵大輔
続日本紀		17(0.1881)
続日本後紀		7(0.4070)
文徳実録		3(0.3529)
三代実録		11(0.3780)

③③

国史	官職	宮内大輔
続日本紀		16(0.1770)
続日本後紀		7(0.4070)
文徳実録		4(0.4706)
三代実録		3(0.1031)

③④

国史	官職	弾正弼
続日本紀		12(0.1327)
続日本後紀		16(0.9302)
文徳実録		8(0.9412)
三代実録		18(0.6186)

③⑤

国史	官職	大判事
続日本紀		24(0.2655)
続日本後紀		3(0.1744)
文徳実録		5(0.5882)
三代実録		8(0.2749)

56

国史	官職	下総守
続日本紀		19(0.2102)
続日本後紀		1(0.0581)
文徳実録		3(0.3529)
三代実録		4(0.1375)

51

国史	官職	大和守
続日本紀		21(0.2323)
続日本後紀		5(0.2907)
文徳実録		4(0.4706)
三代実録		8(0.2749)

46

国史	官職	右兵衛督
続日本紀		15(0.1659)
続日本後紀		3(0.1744)
文徳実録		0
三代実録		2(0.0687)

57

国史	官職	常陸守
続日本紀		11(0.1217)
続日本後紀		4(0.2326)
文徳実録		0
三代実録		8(0.2749)

52

国史	官職	河内守
続日本紀		15(0.1659)
続日本後紀		3(0.1744)
文徳実録		4(0.4706)
三代実録		8(0.2749)

47

国史	官職	左馬頭
続日本紀		3(0.0332)
続日本後紀		4(0.2326)
文徳実録		4(0.4710)
三代実録		2(0.0687)

58

国史	官職	近江守
続日本紀		11(0.1217)
続日本後紀		5(0.2907)
文徳実録		4(0.4706)
三代実録		5(0.1718)

53

国史	官職	伊勢守
続日本紀		21(0.2323)
続日本後紀		7(0.4070)
文徳実録		3(0.3529)
三代実録		4(0.1375)

48

国史	官職	右馬頭
続日本紀		2(0.0221)
続日本後紀		5(0.2907)
文徳実録		5(0.5880)
三代実録		2(0.0687)

59

国史	官職	上野守
続日本紀		19(0.2102)
続日本後紀		6(0.3488)
文徳実録		2(0.2353)
三代実録		11(0.3780)

54

国史	官職	武蔵守
続日本紀		19(0.2102)
続日本後紀		6(0.3488)
文徳実録		2(0.2353)
三代実録		4(0.1375)

49

国史	官職	左兵衛督
続日本紀		2(0.0221)
続日本後紀		2(0.1163)
文徳実録		2(0.2353)
三代実録		2(0.0687)

60

国史	官職	陸奥守
続日本紀		17(0.1881)
続日本後紀		4(0.2326)
文徳実録		3(0.3529)
三代実録		3(0.1031)

55

国史	官職	上総守
続日本紀		22(0.2434)
続日本後紀		5(0.2907)
文徳実録		2(0.2353)
三代実録		5(0.1718)

50

国史	官職	右兵衛督
続日本紀		5(0.0553)
続日本後紀		1(0.0581)
文徳実録		0
三代実録		3(0.0103)

⑦①

国史	官職	兵部少輔
続日本紀		26(0.2876)
続日本後紀		8(0.4651)
文徳実録		4(0.4706)
三代実録		7(0.2405)

⑥⑥

国史	官職	少納言
続日本紀		42(0.4646)
続日本後紀		6(0.3488)
文徳実録		5(0.5882)
三代実録		8(0.2749)

⑥①

国史	官職	越前守
続日本紀		16(0.1770)
続日本後紀		4(0.2326)
文徳実録		3(0.3529)
三代実録		7(0.2405)

⑦②

国史	官職	刑部少輔
続日本紀		14(0.1549)
続日本後紀		10(0.5814)
文徳実録		9(1.0588)
三代実録		8(0.2749)

⑥⑦

国史	官職	大宰少貳
続日本紀		28(0.3097)
続日本後紀		1(0.0581)
文徳実録		4(0.4706)
三代実録		16(0.5498)

⑥②

国史	官職	播磨守
続日本紀		19(0.2102)
続日本後紀		3(0.1744)
文徳実録		1(0.1176)
三代実録		6(0.2062)

⑦③

国史	官職	大蔵少輔
続日本紀		22(0.2434)
続日本後紀		4(0.2326)
文徳実録		5(0.5882)
三代実録		12(0.4124)

⑥⑧

国史	官職	式部少輔
続日本紀		24(0.2655)
続日本後紀		6(0.3488)
文徳実録		2(0.2353)
三代実録		4(0.1375)

⑥③

国史	官職	肥後守
続日本紀		9(0.0996)
続日本後紀		3(0.1744)
文徳実録		3(0.3529)
三代実録		7(0.2405)

⑦④

国史	官職	宮内少輔
続日本紀		19(0.2102)
続日本後紀		7(0.4070)
文徳実録		5(0.5882)
三代実録		8(0.2749)

⑥⑨

国史	官職	治部少輔
続日本紀		18(0.1991)
続日本後紀		5(0.2907)
文徳実録		4(0.4706)
三代実録		8(0.2749)

⑥④

国史	官職	神祇大副
続日本紀		13(0.1438)
続日本後紀		3(0.1744)
文徳実録		1(0.1176)
三代実録		4(0.1375)

⑦⑤

国史	官職	大監物
続日本紀		21(0.2323)
続日本後紀		8(0.4651)
文徳実録		7(0.8235)
三代実録		13(0.4467)

⑦⑦

国史	官職	民部少輔
続日本紀		24(0.2655)
続日本後紀		6(0.3488)
文徳実録		7(0.8235)
三代実録		13(0.4467)

⑥⑤

国史	官職	侍従
続日本紀		15(0.1659)
続日本後紀		11(0.6395)
文徳実録		13(1.5294)
三代実録		22(0.7560)

86

国史	官職	大炊頭
続日本紀		10(0.1106)
続日本後紀		4(0.2326)
文徳実録		5(0.5882)
三代実録		4(0.1375)

81

国史	官職	摂津亮
続日本紀		24(0.2655)
続日本後紀		3(0.1744)
文徳実録		2(0.2353)
三代実録		2(0.0687)

76

国史	官職	中宮亮
続日本紀		6(0.0664)
続日本後紀		0
文徳実録		1(0.1176)
三代実録		3(0.1031)

87

国史	官職	散位頭
続日本紀		11(0.1217)
続日本後紀		5(0.2907)
文徳実録		3(0.3529)
三代実録		3(0.1031)

82

国史	官職	衛門佐
続日本紀		10(0.1106)
続日本後紀		6(0.3488)
文徳実録		4(0.4706)
三代実録		6(0.2062)

77

国史	官職	春宮亮
続日本紀		8(0.0885)
続日本後紀		4(0.2326)
文徳実録		4(0.4706)
三代実録		1(0.0344)

88

国史	官職	陰陽頭
続日本紀		9(0.0996)
続日本後紀		1(0.0581)
文徳実録		1(0.1176)
三代実録		3(0.1031)

83

国史	官職	皇太子学士
続日本紀		3(0.0332)
続日本後紀		5(0.2907)
文徳実録		2(0.2353)
三代実録		1(0.0344)

78

国史	官職	左京亮
続日本紀		21(0.2323)
続日本後紀		5(0.2907)
文徳実録		9(1.0587)
三代実録		7(0.2406)

89

国史	官職	主殿頭
続日本紀		11(0.1217)
続日本後紀		1(0.0581)
文徳実録		0
三代実録		2(0.0687)

84

国史	官職	内蔵頭
続日本紀		15(0.1659)
続日本後紀		5(0.2907)
文徳実録		1(0.1176)
三代実録		4(0.1375)

79

国史	官職	右京亮
続日本紀		25(0.2765)
続日本後紀		1(0.0581)
文徳実録		3(0.3529)
三代実録		5(0.1718)

90

国史	官職	典薬頭
続日本紀		11(0.1217)
続日本後紀		3(0.1744)
文徳実録		2(0.2353)
三代実録		2(0.0687)

85

国史	官職	縫殿頭
続日本紀		12(0.1327)
続日本後紀		7(0.4070)
文徳実録		3(0.3529)
三代実録		2(0.0687)

80

国史	官職	大膳亮
続日本紀		12(0.1327)
続日本後紀		3(0.1744)
文徳実録		0
三代実録		0

⑩①

国史	官職	下野守
続日本紀		14(0.1549)
続日本後紀		2(0.1163)
文徳実録		3(0.3529)
三代実録		7(0.2405)

⑩②

国史	官職	駿河守
続日本紀		12(0.1327)
続日本後紀		4(0.2326)
文徳実録		4(0.4706)
三代実録		4(0.1375)

⑩③

国史	官職	山城守
続日本紀		17(0.1881)
続日本後紀		3(0.1744)
文徳実録		4(0.4706)
三代実録		7(0.2405)

⑩④

国史	官職	出羽守
続日本紀		6(0.0757)
続日本後紀		5(0.2907)
文徳実録		2(0.2353)
三代実録		4(0.1375)

⑩⑤

国史	官職	甲斐守
続日本紀		10(0.1106)
続日本後紀		3(0.1744)
文徳実録		3(0.3529)
三代実録		8(0.2749)

⑩⑥

国史	官職	摂津守
続日本紀		25(0.2765)
続日本後紀		4(0.2326)
文徳実録		2(0.2353)
三代実録		11(0.3780)

⑩⑦

国史	官職	加賀守
続日本紀		0
続日本後紀		7(0.4070)
文徳実録		2(0.2353)
三代実録		8(0.2749)

⑩⑧

国史	官職	相模守
続日本紀		14(0.1549)
続日本後紀		3(0.1744)
文徳実録		5(0.5882)
三代実録		7(0.2405)

⑩⑨

国史	官職	尾張守
続日本紀		26(0.2876)
続日本後紀		5(0.2907)
文徳実録		3(0.3529)
三代実録		3(0.1031)

⑩⑩

国史	官職	越中守
続日本紀		11(0.1217)
続日本後紀		6(0.3488)
文徳実録		2(0.2353)
三代実録		6(0.2062)

⑩⑪

国史	官職	美濃守
続日本紀		18(0.1991)
続日本後紀		5(0.2907)
文徳実録		3(0.3529)
三代実録		7(0.2405)

⑩⑫

国史	官職	三河守
続日本紀		20(0.2212)
続日本後紀		3(0.1744)
文徳実録		4(0.4706)
三代実録		5(0.1718)

⑩⑬

国史	官職	越後守
続日本紀		15(0.1659)
続日本後紀		5(0.2907)
文徳実録		3(0.3529)
三代実録		7(0.2405)

⑩⑭

国史	官職	信濃守
続日本紀		19(0.2102)
続日本後紀		3(0.1744)
文徳実録		5(0.5882)
三代実録		9(0.3093)

⑩⑮

国史	官職	遠江守
続日本紀		18(0.1991)
続日本後紀		4(0.2326)
文徳実録		2(0.2353)
三代実録		9(0.3093)

⑪①⑥

国史	官職	周 防 守
続日本紀		14(0.1549)
続日本後紀		2 (0.1163)
文徳実録		2 (0.2353)
三代実録		5 (0.1718)

⑪①①

国史	官職	美 作 守
続日本紀		23(0.2922)
続日本後紀		4 (0.2326)
文徳実録		4 (0.4706)
三代実録		9 (0.3093)

⑪①⑥

国史	官職	丹 波 守
続日本紀		17(0.1881)
続日本後紀		6 (0.3488)
文徳実録		5 (0.5882)
三代実録		8 (0.2749)

⑪①⑦

国史	官職	紀 伊 守
続日本紀		13(0.1438)
続日本後紀		3 (0.1744)
文徳実録		2 (0.2353)
三代実録		7 (0.2405)

⑪①②

国史	官職	備 前 守
続日本紀		21(0.2323)
続日本後紀		3 (0.1744)
文徳実録		2 (0.2353)
三代実録		12(0.4124)

⑪①⑦

国史	官職	但 馬 守
続日本紀		13(0.1438)
続日本後紀		6 (0.3488)
文徳実録		3 (0.3529)
三代実録		7 (0.2405)

⑪①⑧

国史	官職	阿 波 守
続日本紀		8 (0.0885)
続日本後紀		6 (0.3488)
文徳実録		3 (0.3529)
三代実録		6 (0.2062)

⑪①③

国史	官職	備 中 守
続日本紀		14(0.1549)
続日本後紀		6 (0.3488)
文徳実録		2 (0.2353)
三代実録		6 (0.2062)

⑪①⑧

国史	官職	因 幡 守
続日本紀		18(0.1991)
続日本後紀		5 (0.2907)
文徳実録		4 (0.4706)
三代実録		6 (0.2062)

⑪①⑨

国史	官職	讃 岐 守
続日本紀		12(0.1327)
続日本後紀		4 (0.2326)
文徳実録		4 (0.4706)
三代実録		5 (0.1718)

⑪①④

国史	官職	備 後 守
続日本紀		16(0.1770)
続日本後紀		5 (0.2907)
文徳実録		2 (0.2353)
三代実録		5 (0.1718)

⑪①⑨

国史	官職	伯 耆 守
続日本紀		15(0.1659)
続日本後紀		2 (0.1163)
文徳実録		3 (0.3529)
三代実録		9 (0.3093)

⑪①⑩

国史	官職	伊 予 守
続日本紀		24(0.2655)
続日本後紀		3 (0.1744)
文徳実録		4 (0.4706)
三代実録		6 (0.2062)

⑪①⑤

国史	官職	安 芸 守
続日本紀		13(0.1438)
続日本後紀		3 (0.1744)
文徳実録		3 (0.3529)
三代実録		6 (0.2062)

⑪①⑩

国史	官職	出 雲 守
続日本紀		18(0.1991)
続日本後紀		6 (0.3488)
文徳実録		3 (0.3529)
三代実録		4 (0.1375)

⑬①

国史	官職	造兵正
続日本紀		4 (0.0442)
続日本後紀		1 (0.0581)
文徳実録		0
三代実録		0

⑬②

国史	官職	神祇少副
続日本紀		1 (0.0111)
続日本後紀		0
文徳実録		1 (0.1176)
三代実録		1 (0.0344)

⑬③

国史	官職	筑前守
続日本紀		4 (0.0442)
続日本後紀		4 (0.2326)
文徳実録		2 (0.2353)
三代実録		11 (0.3780)

⑬④

国史	官職	掃部正
続日本紀		0
続日本後紀		2 (0.1163)
文徳実録		5 (0.5882)
三代実録		4 (0.1375)

⑬⑤

国史	官職	大内記
続日本紀		0
続日本後紀		1 (0.0581)
文徳実録		1 (0.1176)
三代実録		2 (0.0687)

⑬⑥

国史	官職	筑後守
続日本紀		13 (0.1438)
続日本後紀		2 (0.1163)
文徳実録		3 (0.3529)
三代実録		3 (0.1031)

⑬⑦

国史	官職	内薬正
続日本紀		4 (0.0442)
続日本後紀		1 (0.0581)
文徳実録		0
三代実録		2 (0.0687)

⑬⑧

国史	官職	正親正
続日本紀		11 (0.1217)
続日本後紀		2 (0.1163)
文徳実録		4 (0.4706)
三代実録		2 (0.0687)

⑬⑨

国史	官職	豊前守
続日本紀		10 (0.1106)
続日本後紀		7 (0.4070)
文徳実録		2 (0.2353)
三代実録		6 (0.2062)

⑬⑩

国史	官職	鼓吹正
続日本紀		7 (0.0774)
続日本後紀		1 (0.0581)
文徳実録		2 (0.2353)
三代実録		2 (0.0687)

⑬⑪

国史	官職	内膳奉膳
続日本紀		6 (0.0664)
続日本後紀		5 (0.2907)
文徳実録		2 (0.2353)
三代実録		6 (0.2062)

⑬⑫

国史	官職	豊後守
続日本紀		13 (0.1438)
続日本後紀		3 (0.1744)
文徳実録		2 (0.2353)
三代実録		5 (0.1718)

⑬⑬

国史	官職	園池正
続日本紀		7 (0.0774)
続日本後紀		0
文徳実録		1 (0.1176)
三代実録		0

⑬⑭

国史	官職	造酒正
続日本紀		7 (0.0774)
続日本後紀		7 (0.4070)
文徳実録		2 (0.2353)
三代実録		3 (0.1031)

⑬⑮

国史	官職	肥前守
続日本紀		14 (0.1549)
続日本後紀		4 (0.2326)
文徳実録		3 (0.3529)
三代実録		5 (0.1718)

①46

国史	官職	大学博士
続日本紀		4 (0.0442)
続日本後紀		1 (0.0581)
文徳実録		1 (0.1176)
三代実録		1 (0.0344)

①41

国史	官職	左兵衛佐
続日本紀		8 (0.0885)
続日本後紀		4 (0.2326)
文徳実録		2 (0.2353)
三代実録		3 (0.1031)

①36

国史	官職	諸陵正
続日本紀		10(0.1106)
続日本後紀		2 (0.1163)
文徳実録		8 (0.9412)
三代実録		5 (0.1718)

①47

国史	官職	大和介
続日本紀		12(0.1327)
続日本後紀		2 (0.1163)
文徳実録		4 (0.4706)
三代実録		4 (0.1375)

①42

国史	官職	右兵衛佐
続日本紀		12(0.1327)
続日本後紀		3 (0.1744)
文徳実録		2 (0.2353)
三代実録		2 (0.0687)

①37

国史	官職	大学助
続日本紀		5 (0.0553)
続日本後紀		0
文徳実録		2 (0.2353)
三代実録		0

①48

国史	官職	河内介
続日本紀		6 (0.0664)
続日本後紀		2 (0.1163)
文徳実録		2 (0.2353)
三代実録		3 (0.1031)

①43

国史	官職	左馬助
続日本紀		0
続日本後紀		1 (0.0581)
文徳実録		4 (0.4706)
三代実録		2 (0.0687)

①38

国史	官職	木工助
続日本紀		12(0.1327)
続日本後紀		0
文徳実録		3 (0.3529)
三代実録		3 (0.1031)

①49

国史	官職	伊勢介
続日本紀		12(0.1327)
続日本後紀		8 (0.4651)
文徳実録		3 (0.3529)
三代実録		7 (0.2405)

①44

国史	官職	右馬助
続日本紀		1 (0.0111)
続日本後紀		1 (0.0581)
文徳実録		1 (0.1176)
三代実録		4 (0.1375)

①39

国史	官職	主計助
続日本紀		13(0.1438)
続日本後紀		1 (0.0581)
文徳実録		1 (0.1176)
三代実録		0

①50

国史	官職	武蔵介
続日本紀		10(0.1106)
続日本後紀		5 (0.2907)
文徳実録		3 (0.3529)
三代実録		8 (0.2749)

①45

国史	官職	隼人正
続日本紀		3 (0.0332)
続日本後紀		0
文徳実録		1 (0.1176)
三代実録		0

①40

国史	官職	主税助
続日本紀		9 (0.0996)
続日本後紀		0
文徳実録		1 (0.1176)
三代実録		0

①61

国史	官職	若狭守
続日本紀		14(0.1549)
続日本後紀		4(0.2326)
文徳実録		2(0.2353)
三代実録		5(0.1718)

①56

国史	官職	陸奥介
続日本紀		10(0.1106)
続日本後紀		1(0.0581)
文徳実録		2(0.2353)
三代実録		5(0.1718)

①51

国史	官職	上総介
続日本紀		9(0.0996)
続日本後紀		2(0.1163)
文徳実録		3(0.3529)
三代実録		8(0.2749)

①62

国史	官職	能登守
続日本紀		14(0.1902)
続日本後紀		3(0.1744)
文徳実録		2(0.2353)
三代実録		7(0.2405)

①57

国史	官職	越前介
続日本紀		12(0.1327)
続日本後紀		1(0.0581)
文徳実録		5(0.5882)
三代実録		8(0.2749)

①52

国史	官職	下総介
続日本紀		7(0.0774)
続日本後紀		2(0.1163)
文徳実録		2(0.2353)
三代実録		4(0.1375)

①63

国史	官職	丹後守
続日本紀		15(0.1906)
続日本後紀		4(0.2326)
文徳実録		3(0.3529)
三代実録		3(0.1031)

①58

国史	官職	播磨介
続日本紀		9(0.0996)
続日本後紀		2(0.1163)
文徳実録		3(0.3529)
三代実録		6(0.2062)

①53

国史	官職	常陸介
続日本紀		10(0.1106)
続日本後紀		5(0.2907)
文徳実録		2(0.2353)
三代実録		4(0.1375)

①64

国史	官職	石見守
続日本紀		8(0.0885)
続日本後紀		6(0.3488)
文徳実録		4(0.4706)
三代実録		6(0.2062)

①59

国史	官職	肥後介
続日本紀		4(0.0442)
続日本後紀		3(0.1744)
文徳実録		4(0.4706)
三代実録		3(0.1031)

①54

国史	官職	近江介
続日本紀		11(0.1217)
続日本後紀		5(0.2907)
文徳実録		4(0.4706)
三代実録		4(0.1375)

①65

国史	官職	長門守
続日本紀		16(0.1770)
続日本後紀		3(0.1744)
文徳実録		3(0.3529)
三代実録		2(0.0687)

①60

国史	官職	安房守
続日本紀		9(0.1223)
続日本後紀		6(0.3488)
文徳実録		6(0.7059)
三代実録		6(0.2062)

①55

国史	官職	上野介
続日本紀		10(0.1106)
続日本後紀		1(0.0581)
文徳実録		2(0.2353)
三代実録		6(0.2062)

①76

国史	官職	三河介
続日本紀		7 (0.0774)
続日本後紀		1 (0.0581)
文徳実録		2 (0.2353)
三代実録		4 (0.1375)

①71

国史	官職	春宮大進
続日本紀		2 (0.0221)
続日本後紀		0
文徳実録		2 (0.2353)
三代実録		1 (0.0344)

①66

国史	官職	土佐守
続日本紀		14 (0.1549)
続日本後紀		6 (0.3488)
文徳実録		2 (0.2353)
三代実録		7 (0.2405)

①77

国史	官職	遠江介
続日本紀		8 (0.0885)
続日本後紀		2 (0.1163)
文徳実録		0
三代実録		1 (0.0344)

①72

国史	官職	内蔵助
続日本紀		12 (0.1327)
続日本後紀		0
文徳実録		0
三代実録		3 (0.1031)

①67

国史	官職	日向守
続日本紀		9 (0.0996)
続日本後紀		3 (0.1744)
文徳実録		1 (0.1176)
三代実録		5 (0.1718)

①78

国史	官職	駿河介
続日本紀		4 (0.0442)
続日本後紀		4 (0.2326)
文徳実録		3 (0.3529)
三代実録		6 (0.2062)

①73

国史	官職	山城介
続日本紀		8 (0.0885)
続日本後紀		5 (0.2907)
文徳実録		2 (0.2353)
三代実録		6 (0.2062)

①68

国史	官職	大隅守
続日本紀		4 (0.0508)
続日本後紀		0
文徳実録		0
三代実録		2 (0.0687)

①79

国史	官職	相模介
続日本紀		11 (0.1217)
続日本後紀		2 (0.1163)
文徳実録		2 (0.2353)
三代実録		6 (0.2062)

①74

国史	官職	摂津介
続日本紀		24 (0.2655)
続日本後紀		3 (0.1744)
文徳実録		2 (0.2353)
三代実録		2 (0.0687)

①69

国史	官職	薩摩守
続日本紀		3 (0.0332)
続日本後紀		0
文徳実録		0
三代実録		4 (0.1375)

①80

国史	官職	美濃介
続日本紀		12 (0.1327)
続日本後紀		3 (0.1744)
文徳実録		3 (0.3529)
三代実録		5 (0.1718)

①75

国史	官職	尾張介
続日本紀		7 (0.0774)
続日本後紀		1 (0.0581)
文徳実録		1 (0.1176)
三代実録		6 (0.2062)

①70

国史	官職	中宮大進
続日本紀		2 (0.0221)
続日本後紀		0
文徳実録		2 (0.2353)
三代実録		3 (0.1031)

①91

国史	官職	出雲介
続日本紀		6 (0.0664)
続日本後紀		1 (0.0581)
文徳実録		2 (0.2353)
三代実録		2 (0.0687)

①86

国史	官職	越後介
続日本紀		9 (0.0996)
続日本後紀		6 (0.3488)
文徳実録		5 (0.5882)
三代実録		3 (0.1031)

①81

国史	官職	信濃介
続日本紀		5 (0.0553)
続日本後紀		4 (0.2326)
文徳実録		3 (0.3529)
三代実録		5 (0.1718)

①92

国史	官職	美作介
続日本紀		12 (0.1525)
続日本後紀		4 (0.2326)
文徳実録		3 (0.3529)
三代実録		4 (0.1375)

①87

国史	官職	丹波介
続日本紀		8 (0.0885)
続日本後紀		1 (0.0581)
文徳実録		4 (0.4706)
三代実録		5 (0.1718)

①82

国史	官職	下野介
続日本紀		8 (0.0885)
続日本後紀		3 (0.1744)
文徳実録		3 (0.3529)
三代実録		5 (0.1718)

①93

国史	官職	備前介
続日本紀		12 (0.1327)
続日本後紀		2 (0.1163)
文徳実録		5 (0.5882)
三代実録		7 (0.2405)

①88

国史	官職	但馬介
続日本紀		12 (0.1327)
続日本後紀		1 (0.0581)
文徳実録		4 (0.4706)
三代実録		6 (0.2062)

①83

国史	官職	出羽介
続日本紀		3 (0.0378)
続日本後紀		1 (0.0581)
文徳実録		0
三代実録		1 (0.0344)

①94

国史	官職	備中介
続日本紀		6 (0.0664)
続日本後紀		2 (0.1163)
文徳実録		3 (0.3529)
三代実録		5 (0.1718)

①89

国史	官職	因幡介
続日本紀		7 (0.0774)
続日本後紀		1 (0.0581)
文徳実録		2 (0.2353)
三代実録		6 (0.2062)

①84

国史	官職	加賀介
続日本紀		0
続日本後紀		3 (0.1744)
文徳実録		2 (0.2353)
三代実録		8 (0.2749)

①95

国史	官職	備後介
続日本紀		7 (0.0774)
続日本後紀		1 (0.0581)
文徳実録		4 (0.4706)
三代実録		10 (0.3436)

①90

国史	官職	伯耆介
続日本紀		5 (0.0553)
続日本後紀		1 (0.0581)
文徳実録		1 (0.1176)
三代実録		0

①85

国史	官職	越中介
続日本紀		9 (0.0996)
続日本後紀		6 (0.3488)
文徳実録		3 (0.3529)
三代実録		6 (0.2062)

⑳

国史	官職	和泉守
続日本紀		12(0.1327)
続日本後紀		0
文徳実録		2(0.2353)
三代実録		5(0.1718)

㉑

国史	官職	筑前介
続日本紀		0
続日本後紀		0
文徳実録		2(0.2353)
三代実録		2(0.0687)

㉒

国史	官職	安芸介
続日本紀		5(0.0553)
続日本後紀		4(0.2326)
文徳実録		2(0.2353)
三代実録		5(0.1718)

㉓

国史	官職	伊賀守
続日本紀		10(0.1106)
続日本後紀		2(0.1163)
文徳実録		2(0.2353)
三代実録		6(0.2062)

㉔

国史	官職	筑後介
続日本紀		2(0.0221)
続日本後紀		0
文徳実録		0
三代実録		1(0.0344)

㉕

国史	官職	紀伊介
続日本紀		1(0.0111)
続日本後紀		1(0.0581)
文徳実録		4(0.4706)
三代実録		6(0.2062)

㉖

国史	官職	伊豆守
続日本紀		11(0.1217)
続日本後紀		5(0.2907)
文徳実録		3(0.3529)
三代実録		4(0.1375)

㉗

国史	官職	豊前介
続日本紀		4(0.0442)
続日本後紀		5(0.2910)
文徳実録		3(0.3529)
三代実録		1(0.0344)

㉘

国史	官職	阿波介
続日本紀		0
続日本後紀		2(0.1163)
文徳実録		2(0.2353)
三代実録		6(0.2062)

㉙

国史	官職	淡路守
続日本紀		3(0.0332)
続日本後紀		1(0.0581)
文徳実録		0
三代実録		4(0.1375)

㉚

国史	官職	豊後介
続日本紀		4(0.0442)
続日本後紀		0
文徳実録		1(0.1176)
三代実録		6(0.2062)

㉛

国史	官職	讃岐介
続日本紀		8(0.0885)
続日本後紀		2(0.1163)
文徳実録		3(0.3529)
三代実録		5(0.1718)

㉜

国史	官職	肥前介
続日本紀		0
続日本後紀		1(0.0581)
文徳実録		1(0.1176)
三代実録		1(0.0344)

㉝

国史	官職	伊予介
続日本紀		9(0.0996)
続日本後紀		2(0.1163)
文徳実録		2(0.2353)
三代実録		6(0.2062)

表二

四位

①皇太子傳	統日本後紀	文德実録	三代実録	統日本紀	①中務大輔	文德実録	統日本後紀	統日本紀	三代実録
②中務卿	統日本後紀	統日本紀	文德実録	三代実録	②右京大夫	文德実録	統日本後紀	統日本紀	三代実録
③式部卿	統日本紀	文德実録	三代実録	統日本後紀	③大膳大夫	文德実録	統日本後紀	統日本紀	三代実録
④治部卿	統日本後紀	三代実録	統日本紀	文德実録	④撰津大夫	三代実録	統日本紀	文德実録	統日本後紀
⑤民部卿	統日本後紀	統日本紀	三代実録	文德実録	④衛門督	統日本後紀	三代実録	統日本紀	文德実録
⑥兵部卿	統日本紀	統日本後紀	三代実録	文德実録	⑤左少弁	文德実録	統日本後紀	統日本紀	三代実録
⑦刑部卿	統日本後紀	統日本紀	三代実録	文德実録	⑥右少弁	文德実録	統日本後紀	統日本紀	三代実録
⑧大蔵卿	文德実録	統日本紀	三代実録	文德実録	⑦式部大輔	統日本紀	統日本後紀	文德実録	三代実録
⑨宮内卿	文德実録	統日本紀	三代実録	文德実録	⑧治部大輔	文德実録	統日本後紀	三代実録	統日本紀
⑩彈正尹	統日本後紀	三代実録	統日本紀	文德実録	⑨民部大輔	三代実録	統日本後紀	統日本紀	文德実録
⑪左大弁	統日本後紀	文德実録	統日本紀	三代実録	⑩兵部大輔	統日本紀	統日本後紀	文德実録	三代実録
⑫右大弁	文德実録	三代実録	統日本後紀	文德実録	⑪刑部大輔	文德実録	三代実録	統日本後紀	統日本紀
⑬神祇伯	三代実録	統日本後紀	統日本紀	文德実録	⑫大蔵大輔	統日本後紀	三代実録	文德実録	統日本紀
⑭中宮大夫	三代実録	統日本紀	(文德実録 統日本後紀)	文德実録	⑬宮内大輔	統日本後紀	三代実録	文德実録	統日本紀
⑮春宮大夫	文德実録	統日本後紀	統日本紀	三代実録	⑭彈正弼	文德実録	統日本後紀	三代実録	統日本紀
五位					⑮大判事	文德実録	三代実録	統日本紀	統日本後紀
⑯左中弁	文德実録	統日本後紀	統日本紀	三代実録	⑯中務少輔	文德実録	三代実録	統日本後紀	統日本紀
⑰右中弁	文德実録	統日本後紀	三代実録	統日本紀	⑰大舍人頭	統日本紀	文德実録	統日本後紀	三代実録
⑱大宰大貳	三代実録	文德実録	統日本後紀	統日本紀	⑱大学頭	文德実録	三代実録	統日本後紀	統日本紀
					⑲木工頭	文德実録	統日本紀	統日本後紀	三代実録
					⑳雅樂頭	統日本後紀	三代実録	文德実録	統日本紀
					㉑玄蕃頭	文德実録	三代実録	統日本後紀	統日本紀

④② 主計頭	文德実録	統日本紀	統日本後紀	三代実録
④③ 主税頭	文德実録	統日本紀	統日本後紀	三代実録
④④ 図書頭	文德実録	三代実録	統日本後紀	統日本紀
④⑤ 左兵衛督	統日本後紀	統日本紀	文德実録	三代実録
④⑥ 右兵衛督	統日本後紀	統日本紀	三代実録	文德実録
④⑦ 左馬頭	文德実録	統日本後紀	三代実録	統日本紀
④⑧ 右馬頭	文德実録	統日本後紀	三代実録	統日本紀
④⑨ 左兵衛督	文德実録	統日本後紀	三代実録	統日本紀
⑤① 大和守	文德実録	統日本後紀	三代実録	統日本紀
⑤② 河内守	文德実録	三代実録	統日本後紀	統日本紀
⑤③ 伊勢守	統日本後紀	文德実録	統日本紀	三代実録
⑤④ 武蔵守	統日本後紀	文德実録	統日本紀	三代実録
⑤⑤ 上総守	統日本後紀	文德実録	三代実録	統日本後紀
⑤⑥ 下総守	文德実録	統日本紀	三代実録	統日本後紀
⑤⑦ 常陸守	三代実録	統日本後紀	文德実録	統日本紀
⑤⑧ 近江守	文德実録	統日本後紀	三代実録	統日本紀
⑤⑨ 上野守	三代実録	統日本後紀	文德実録	統日本紀
⑥① 陸奥守	文德実録	統日本後紀	三代実録	統日本紀
⑥② 播磨守	統日本紀	三代実録	統日本後紀	文德実録
⑥③ 肥後守	文德実録	三代実録	統日本後紀	統日本紀
⑥④ 神祇大副	統日本後紀	統日本紀	三代実録	文德実録
⑥⑤ 侍 從	文德実録	三代実録	統日本後紀	統日本紀
⑥⑥ 少納言	文德実録	統日本紀	統日本後紀	三代実録
⑥⑦ 大宰少貳	三代実録	文德実録	統日本後紀	統日本紀
⑥⑧ 式部少輔	統日本後紀	統日本紀	文德実録	三代実録
⑥⑨ 治部少輔	文德実録	統日本後紀	三代実録	統日本紀
⑦① 民部少輔	文德実録	三代実録	統日本後紀	統日本紀
⑦② 刑部少輔	文德実録	統日本後紀	三代実録	統日本紀
⑦③ 大蔵少輔	文德実録	三代実録	統日本後紀	統日本紀
⑦④ 宮内少輔	文德実録	統日本後紀	三代実録	統日本紀
⑦⑤ 大監物	文德実録	統日本後紀	三代実録	統日本紀
⑦⑥ 中宮亮	文德実録	三代実録	統日本後紀	統日本紀
⑦⑦ 春宮亮	文德実録	統日本後紀	三代実録	統日本紀
⑦⑧ 左京亮	文德実録	統日本後紀	三代実録	統日本紀
⑦⑨ 右京亮	文德実録	統日本紀	三代実録	統日本後紀
⑧① 大膳亮	統日本後紀	統日本紀	(文德実録 三代実録)	
⑧② 摂津亮	統日本紀	文德実録	統日本後紀	三代実録
⑧③ 衛門佐	文德実録	統日本後紀	三代実録	統日本紀
⑧④ 東宮學士	統日本後紀	文德実録	三代実録	統日本紀
⑧⑤ 内蔵頭	統日本後紀	統日本紀	三代実録	文德実録
⑧⑥ 縫殿頭	統日本後紀	文德実録	統日本紀	三代実録
⑧⑦ 大炊頭	文德実録	統日本後紀	三代実録	統日本紀

⑧7 散位頭	文德実録	続日本後紀	続日本紀	三代実録	続日本紀
⑧8 陰陽頭	文德実録	三代実録	続日本紀	続日本後紀	三代実録
⑧9 主殿頭	続日本紀	三代実録	続日本後紀	文德実録	三代実録
⑨0 典薬頭	文德実録	続日本後紀	続日本紀	三代実録	続日本後紀
⑨1 山城守	文德実録	三代実録	続日本紀	続日本後紀	三代実録
⑨2 摂津守	三代実録	続日本紀	文德実録	続日本後紀	三代実録
⑨3 尾張守	文德実録	続日本後紀	続日本紀	三代実録	続日本後紀
⑨4 三河守	文德実録	続日本紀	続日本後紀	三代実録	続日本後紀
⑨5 遠江守	三代実録	文德実録	続日本後紀	三代実録	続日本後紀
⑨6 駿河守	文德実録	続日本後紀	三代実録	続日本紀	続日本後紀
⑨7 甲斐守	文德実録	三代実録	続日本後紀	続日本紀	続日本後紀
⑨8 相模守	文德実録	三代実録	続日本後紀	続日本紀	続日本後紀
⑨9 美濃守	文德実録	続日本後紀	三代実録	続日本紀	続日本後紀
⑩0 信濃守	文德実録	三代実録	続日本紀	続日本後紀	続日本後紀
⑩1 下野守	文德実録	三代実録	続日本紀	続日本後紀	続日本後紀
⑩2 出羽守	続日本後紀	文德実録	三代実録	続日本紀	続日本後紀
⑩3 加賀守	続日本後紀	三代実録	文德実録	続日本紀	続日本後紀
⑩4 越中守	続日本後紀	文德実録	三代実録	続日本紀	続日本後紀
⑩5 越後守	文德実録	続日本後紀	三代実録	続日本紀	続日本後紀
⑩6 丹波守	文德実録	続日本後紀	三代実録	続日本紀	続日本後紀
⑩7 但馬守	文德実録	続日本後紀	三代実録	続日本紀	続日本後紀
⑩8 因幡守	文德実録	続日本後紀	三代実録	続日本紀	続日本後紀
⑩9 伯耆守	文德実録	三代実録	続日本紀	続日本後紀	続日本後紀
⑩0 出雲守	文德実録	続日本後紀	三代実録	続日本紀	続日本後紀
⑩1 美作守	文德実録	三代実録	続日本後紀	文德実録	三代実録
⑩2 備前守	三代実録	続日本後紀	文德実録	三代実録	続日本後紀
⑩3 備中守	続日本後紀	文德実録	三代実録	続日本後紀	三代実録
⑩4 備後守	続日本後紀	文德実録	三代実録	続日本後紀	三代実録
⑩5 安芸守	文德実録	三代実録	続日本後紀	三代実録	続日本後紀
⑩6 周防守	文德実録	三代実録	続日本後紀	三代実録	続日本後紀
⑩7 紀伊守	三代実録	文德実録	続日本後紀	三代実録	続日本後紀
⑩8 阿波守	文德実録	続日本後紀	三代実録	続日本後紀	三代実録
⑩9 讃岐守	文德実録	続日本後紀	三代実録	続日本後紀	三代実録
⑩0 伊予守	文德実録	続日本紀	三代実録	続日本後紀	三代実録
⑩1 筑前守	三代実録	文德実録	続日本後紀	三代実録	続日本後紀
⑩2 筑後守	文德実録	続日本紀	三代実録	続日本後紀	三代実録
⑩3 豊前守	続日本後紀	文德実録	三代実録	続日本後紀	三代実録
⑩4 豊後守	文德実録	続日本後紀	三代実録	続日本後紀	三代実録
⑩5 肥前守	文德実録	続日本後紀	三代実録	続日本後紀	三代実録
⑩6 神祇少副	文德実録	三代実録	続日本紀	続日本後紀	三代実録
⑩7 大内記	文德実録	三代実録	続日本紀	続日本後紀	三代実録
⑩8 正親正	文德実録	続日本紀	続日本後紀	三代実録	続日本後紀
⑩9 内膳奉膳	続日本後紀	文德実録	続日本紀	三代実録	続日本後紀
⑩0 造酒正	続日本後紀	文德実録	続日本紀	三代実録	続日本後紀
六位					

⑬① 造兵正	文德実録	統日本後紀	統日本紀	統日本後紀	統日本紀
⑬② 掃部正	文德実録	三代実録	統日本後紀	統日本後紀	三代実録
⑬③ 内薬正	三代実録	統日本後紀	統日本紀	文德実録	統日本後紀
⑬④ 鼓吹正	文德実録	統日本紀	三代実録	統日本後紀	統日本後紀
⑬⑤ 園池正	文德実録	統日本紀	(統日本後紀 三代実録)	統日本後紀	統日本後紀
⑬⑥ 諸陵正	文德実録	三代実録	統日本後紀	統日本紀	統日本紀
⑬⑦ 大学助	文德実録	統日本紀	(統日本後紀 三代実録)	統日本後紀	統日本後紀
⑬⑧ 木工助	文德実録	統日本紀	三代実録	統日本後紀	統日本後紀
⑬⑨ 主計助	統日本紀	文德実録	統日本後紀	三代実録	三代実録
⑬⑩ 主税助	文德実録	統日本紀	(統日本後紀 三代実録)	統日本後紀	統日本後紀
⑬⑪ 左兵衛佐	文德実録	統日本後紀	三代実録	統日本紀	三代実録
⑬⑫ 右兵衛佐	文德実録	統日本後紀	統日本紀	三代実録	三代実録
⑬⑬ 左馬助	文德実録	三代実録	統日本後紀	統日本紀	統日本紀
⑬⑭ 右馬助	三代実録	文德実録	統日本後紀	統日本紀	統日本紀
⑬⑮ 隼人正	文德実録	統日本紀	(統日本後紀 三代実録)	統日本後紀	三代実録
⑬⑯ 大学博士	文德実録	統日本後紀	統日本紀	三代実録	三代実録
⑬⑰ 大和介	文德実録	三代実録	統日本紀	統日本後紀	統日本後紀
⑬⑱ 河内介	文德実録	統日本後紀	三代実録	統日本紀	統日本紀
⑬⑲ 伊勢介	統日本後紀	文德実録	三代実録	文德実録	統日本紀
⑬⑳ 武蔵介	文德実録	統日本後紀	三代実録	三代実録	三代実録
⑬㉑ 上総介	文德実録	三代実録	統日本後紀	統日本後紀	統日本後紀
⑬㉒ 下総介	文德実録	三代実録	統日本後紀	統日本後紀	統日本後紀
⑬㉓ 常陸介	統日本後紀	文德実録	三代実録	三代実録	三代実録
⑬㉔ 近江介	文德実録	統日本後紀	三代実録	統日本後紀	統日本後紀
⑬㉕ 上野介	文德実録	三代実録	統日本紀	統日本後紀	統日本後紀
⑬㉖ 陸奥介	文德実録	三代実録	統日本紀	統日本後紀	統日本後紀
⑬㉗ 越前介	文德実録	三代実録	統日本紀	統日本後紀	統日本後紀
⑬㉘ 播磨介	文德実録	三代実録	統日本後紀	統日本後紀	統日本後紀
⑬㉙ 肥後介	文德実録	統日本後紀	三代実録	三代実録	三代実録
⑬㉚ 安房守	文德実録	統日本後紀	三代実録	統日本後紀	統日本後紀
⑬㉛ 若狭守	文德実録	統日本後紀	三代実録	三代実録	三代実録
⑬㉜ 能登守	三代実録	文德実録	統日本紀	統日本後紀	統日本後紀
⑬㉝ 丹後守	文德実録	統日本後紀	統日本紀	三代実録	三代実録
⑬㉞ 石見守	文德実録	統日本後紀	三代実録	三代実録	三代実録
⑬㉟ 長門守	文德実録	統日本紀	統日本後紀	三代実録	三代実録
⑬㊱ 土佐守	統日本後紀	三代実録	三代実録	文德実録	統日本紀
⑬㊲ 日向守	統日本後紀	三代実録	三代実録	文德実録	統日本紀
⑬㊳ 大隅守	三代実録	統日本紀	(統日本後紀 文德実録)	統日本後紀	統日本後紀
⑬㊴ 薩摩守	三代実録	統日本紀	(統日本後紀 文德実録)	統日本後紀	統日本後紀

①70	中宮大進	文德実録	三代実録	続日本紀	続日本後紀
①71	春宮大進	文德実録	三代実録	続日本紀	続日本後紀
①72	内蔵助	続日本紀	三代実録	(続日本後紀 文德実録)	
①73	山城介	続日本後紀	文德実録	三代実録	続日本紀
①74	撰津介	続日本紀	文德実録	続日本後紀	三代実録
①75	尾張介	三代実録	文德実録	続日本紀	続日本後紀
①76	三河介	文德実録	三代実録	続日本紀	続日本後紀
①77	遠江介	続日本後紀	続日本紀	三代実録	文德実録
①78	駿河介	文德実録	続日本後紀	三代実録	続日本紀
①79	相模介	文德実録	三代実録	続日本紀	続日本後紀
①80	美濃介	文德実録	続日本後紀	三代実録	続日本紀
①81	信濃介	文德実録	続日本後紀	三代実録	続日本紀
①82	下野介	文德実録	続日本後紀	三代実録	続日本紀
①83	出羽介	続日本後紀	続日本紀	三代実録	文德実録
①84	加賀介	三代実録	文德実録	続日本後紀	続日本紀
①85	越中介	文德実録	続日本後紀	三代実録	続日本紀
①86	越後介	文德実録	続日本後紀	三代実録	続日本紀
①87	丹波介	文德実録	三代実録	続日本紀	続日本後紀
①88	但馬介	文德実録	三代実録	続日本紀	続日本後紀
①89	因幡介	文德実録	三代実録	続日本紀	続日本後紀
①90	伯耆介	文德実録	続日本後紀	続日本紀	三代実録
①91	出雲介	文德実録	三代実録	続日本紀	続日本後紀
①92	美作介	文德実録	続日本後紀	続日本紀	三代実録
①93	備前介	文德実録	三代実録	続日本紀	続日本後紀
①94	備中介	文德実録	三代実録	続日本後紀	続日本紀
①95	備後介	文德実録	三代実録	続日本後紀	続日本紀
①96	安芸介	文德実録	続日本後紀	三代実録	続日本紀
①97	紀伊介	文德実録	三代実録	続日本後紀	続日本紀
①98	阿波介	文德実録	三代実録	続日本後紀	続日本紀
①99	讃岐介	文德実録	三代実録	続日本後紀	続日本紀
②00	伊予介	文德実録	三代実録	続日本後紀	続日本紀
②01	筑前介	文德実録	三代実録	(続日本紀 続日本後紀)	
②02	筑後介	三代実録	続日本紀	(続日本後紀 文德実録)	
②03	豊前介	文德実録	続日本後紀	続日本紀	三代実録
②04	豊後介	三代実録	文德実録	続日本紀	続日本後紀
②05	肥前介	文德実録	続日本後紀	三代実録	続日本紀
②06	和泉守	文德実録	三代実録	続日本紀	続日本後紀
②07	伊賀守	文德実録	三代実録	続日本後紀	続日本紀
②08	伊豆守	文德実録	続日本後紀	三代実録	続日本紀
②09	淡路守	三代実録	続日本後紀	続日本紀	文德実録

表三

四位

事例数. 順位 操作値	1		2		3		4		事例 合計数	操作値 合計数
	事例数	事例数×4	事例数	事例数×3	事例数	事例数×2	事例数	事例数×1		
国史										
続日本紀	2	8	6	18	6	12	1	1	15	39
続日本後紀	7	28	3	9	3	6	2	2	15	45
文徳実録	4	16	3	9	2	4	6	6	15	35
三代実録	2	8	3	9	5	10	5	5	15	32
事例合計数	15		15		16		14		60	
操作値合計数		60		45		32		14		151

五位

事例数. 順位 操作値	1		2		3		4		事例 合計数	操作値 合計数
	事例数	事例数×4	事例数	事例数×3	事例数	事例数×2	事例数	事例数×1		
国史										
続日本紀	6	24	20	60	34	68	50	50	110	202
続日本後紀	21	84	44	132	25	50	20	20	110	286
文徳実録	72	288	17	51	12	24	9	9	110	372
三代実録	11	44	29	87	40	80	30	30	110	241
事例合計数	110		110		111		109		440	
操作値合計数		440		330		222		109		1101

六位

事例数. 順位 操作値	1		2		3		4		事例 合計数	操作値 合計数
	事例数	事例数×4	事例数	事例数×3	事例数	事例数×2	事例数	事例数×1		
国史										
続日本紀	3	12	14	42	28	56	39	39	84	149
続日本後紀	10	40	25	75	28	56	21	21	84	192
文徳実録	61	244	12	36	7	14	4	4	84	298
三代実録	10	40	33	99	31	62	10	10	84	211
事例合計数	84		84		94		74		336	
操作値合計数		336		252		188		74		850

これら、特に表一及び表二のトータルを数量化して示す表三により、各々の官職への任官記事載録事例数の面で、四位相当官職へのそれ(以下、これをイと仮称する。)については、『続日本後紀』(四五〇) 操作値合計数 以下同様 (四五〇) が最も多く、以下、『続日本紀』(三九) ↓ 『文徳実録』(三五) ↓ 『三代実録』(三三) の順に続くこと。五位相当官職へのそれ(以下、これをロと仮称する。)については、『文徳実録』(三七二) が最も多く、以下、『続日本後紀』(二八六) ↓ 『三代実録』(二四二) ↓ 『続日本紀』(二〇二) の順に続くこと。そして六位相当官職へのそれ(以下、これをハと仮称する。)については、『文徳実録』(二九八) が最も多く、以下、『三代実録』(二二二) ↓ 『続日本後紀』(一九二) ↓ 『続日本紀』(一四九) の順に続くことを各々明らかにしうる。

このように、総体的にみて、イについては、『続日本後紀』が、ロとハについては、ともに『文徳実録』が最も多いこと。^(註³) 逆に、イが最も少いのは『三代実録』であり、ロとハが最も少いのは『続日本紀』であることを各々指摘しうるのである。

凡そ、四国史に載録する任官記事事例数の多寡優劣を論ずる際に、各四国史の編纂資料の残遺状態、或いは編纂事業における、編纂資料の採択ないし供用の難易性の問題、などといったファクター——も、一応は考慮されねばならぬであろう。しかし、こうしたことよりも、寧ろ、そうした資料を鋭意蒐集し、それを点検吟味して、国史に載録せしめんとした編纂者の意志ないし関心の強弱・濃淡の度合という事柄の方が、実は、より強く、より大きなファクター——を為していると思ふ。この意味において、件の任官記事に関して、『続日本後紀』には、四位相当官職へのそれが、『文徳実録』には、五位・六位相当官職へのそれが、各々より強い関心のもとに、殊のほか意を用いて載録されていると言えよう。従って、こうした任官記事の在り方にも、それら『続日本後紀』『文徳実録』両

書間に著しい対照性を認知しうるのである。^(註4)

先に、ロとハの点で、四国史中、最も卓越するのは『文徳実録』であると指摘したが、これは、飽く迄も相対的で、然も総体的なものであった。ここでは、そうした事柄の妥当性を、国守・国介両官職への任官記事載録事例数の検討を通して、個分的、且つ具体的に裏付けしてみることにする。ここに国守・国介両官職への任官記事を取り上げるのは、既掲表一・表二から知られるように、それら両官職への任官記事事例数が、五位相当官職全一一〇事例中四八事例（約四三・六％）、六位相当官職全八四事例中六一事例（約七二・六％）をも占めている（（国守の場合は、五位相当四八事例、六位相当六事例。国介の場合は、五位相当〇事例、六位相当四事例。））ことから、これら両官職への任官記事載録事例数（（以下、これをA））の、五位・六位相当全官職へのそれ（（以下、これをB））に占める割合が高く、この点で、BはAに代表され、Bの在り方が、Aのそれに集約され、象徴されているとみてよいからである。そこで、以下に、各四国史毎の各国国司の任官記事載録事例数の調査結果を示す表四と、それを集計するとともに、一年・一国当りの載録事例数を算出して示す表五とを参照しつつ、そうしたことを試みてみよう。

先ず、国守については、『続日本紀』が八九五例（〇・一四九七例）、（括弧内は一年・一国当りの事例数、以下同様）、『続日本後紀』が二四五例（〇・二〇九例）、『文徳実録』が一六九例（〇・二九二例）、『三代実録』が三八〇例（〇・一九二例）となって、『文徳実録』が最も多く、以下、『続日本後紀』↓『三代実録』↓『続日本紀』の順に続いている。

次に、国介については、『続日本紀』が三五四例（〇・〇五九二例）、『続日本後紀』が一一四例（〇・〇九七例）、『文徳実録』が一八例（〇・二〇四例）、『三代実録』が二三一例（〇・一一七例）となって、『文徳実録』が最も多く、以下、『三代実録』↓『続日本後紀』↓『続日本紀』の順に続いている。

これによって、国守・国介とも、それら両官職への任官記事載録事例数の点で、『文徳実録』が最も多く、『続日本紀』

表四

國史 項目 地域・国	統 日 本 紀						統 日 本 後 紀						文 德 実 録						三 代 実 録					
	前 半			後 半			前 半			後 半			前 半			後 半			前 半			後 半		
	守	介	據	守	介	據	守	介	據	目	守	介	據	目	守	介	據	目	守	介	據	目		
畿 内	山城	5			12	8(1)				3	5				4(1)	2			7(3)	6(3)				
	大河	9			12	12				5(1)	2				4(1)	4(2)			8(6)	4(5)				
	内泉	4			11	6(1)				3(1)	2(1)				4(2)	2			8(2)	3				
	和津				12										2				5					
畿 内	撰津	13	9		12	15	2	4	3						2	2(1)			11(3)	2(5)				
	小計	31	9		59	41(2)	2	15(2)	12(1)					16(4)	10(3)			39(14)	15(13)					
	伊賀				10			2							2				6					
	伊勢	7			14	12③	1	7	8	(2)					3(1)	3(2)			4(7)	7(3)				
東 海	志摩				2																			
	尾張	12			14	7		5(2)	1	(1)					3	1			3(2)	6(2)				
	三遠	8			12	7①(1)	1	3	1						4	2(1)	1		5(2)	4(4)				
	江河	6			12	8②	1	4(1)	2						2(1)	(1)			9	1(2)				
道	伊豆	3			9	4①		4	4(1)						4(1)	3			4(2)	6(1)				
	伊甲	1			11			5							3				4					
	相模	4			10	11		3(3)	2						5(2)	2(2)			8(1)	3				
	武蔵	8			11	10⑦	2	6(1)	5(1)						2(1)	3(2)			4(4)	8(4)				

安房 総陸	上	8	9(1)			6							6				6						
	下	8	14	9(3)		5	2(1)	(1)			2	3(1)		5	8(3)								
	常	8	11	7(2)	1	1	2				3(1)	2		4	4								
小計		7	4	10(2)	4	4	5(1)				2(2)		8	4(1)									
		72	152(1)	85(1)	11	58(7)	32(4)	(4)	(1)	42(7)	21(11)	1	77(21)	57(25)									
近江 濃	美	5	6	11(2)	1	5(3)	5(1)	1		4(1)	4(4)		5(5)	4(3)	3(2)								
	飛	6	12	12(4)	1	5	3(1)			3	3(3)		7(5)	5(4)									
	驛					(1)																	
山	濃	6	13	5(2)		3(1)	4			5	3(1)		9(5)	5(2)									
	信	6	13	10(1)		6	1			2	2		11	6(8)									
	上下	5	9	8(2)		2	3(2)	(1)		3(1)	3(3)		7(5)	5(1)									
東	野	7	10	10(2)	1	4	1			3	2(3)		3(1)	5(1)									
	陸																						
	出		6(1)	3		5	1			2			4(1)	1(2)	(1)	(1)							
北	小計	35	74(1)	59(4)	3	30(5)	18(4)	1(1)		22(2)	17(14)		46(22)	31(21)	3(3)	(1)							
	若		14			4				2			5										
	前	7	9	12(2)	①	4	1			3(3)	5		7(6)	8(5)									
陸	加					7	3	(1)		2(1)	2(2)		8(2)	8(3)	(1)								
	能					3		(1)		2			7	1(1)									
	登	3	8	9(2)		6	6	(1)		2(3)	3(1)		6(2)	6(2)									
道	中																						
	後	5	10(1)	9		5(1)	6			3(3)	5(1)		7(1)	3(3)									
	渡		4(1)					(1)															

小計	15			59①(1)	30⑦	①	29(1)	16	(4)		14(10)	15(4)		40(11)	26(14)	(1)	
丹波	7			10	8③		6(1)	1			5(1)	4(1)		8(5)	5(2)		
丹後	3			12	3		4		(1)	(1)	3(1)			3	2		
但馬	4			9	12④		6(1)	1	(1)		3(1)	4(2)		7(5)	6		
因幡	5			13	7②	1	5	1(1)	(1)		4(2)	2(1)		6(4)	6(6)	(1)	
伯耆	4			11	5		2	1(1)			3	1		9			
出雲	6			12	6①		6①	1			3	2		4(1)	2(1)		
石見				8	1		6(1)				4			6(1)			
隱岐				4	1①												
小計	29			79	43①	1	35①(3)	5(2)	(3)	(1)	25(5)	13(4)		43(16)	21(9)	(1)	
山陽																	
美作	6			14	9③	4	3	2(2)			1	3(3)		6(6)	6(5)	3(3)	
備前	8			13(1)	12①	(1)	4	4(1)	1		4(2)	3		9(1)	4(5)		
備中	4			10	6		6(1)	2			2(3)	5(3)		12(7)	7(5)		
備後	6			10	7		5(1)	1			2(1)	3(2)		6(4)	5(1)		
安芸	4			9	5		3(2)	4(1)			2	4		5(3)	10(7)		
防門	1			13		①	2(1)				3	2		6(2)	5(2)		
長門	6			10	1		3				2(1)			5(1)	2		
小計	40			96(1)	52④	4①(1)	29(6)	15(4)	1		19(7)	20(8)		51(24)	41(25)	3(3)	
紀伊	2			11	1		3	1			2	4(1)		7(1)	6(1)	(1)	
淡路				3			1							4			

南海道	阿波				8			6	2	(2)		3	2		6(4)	6(4)	
	讃岐	6			6	8③		4	2(2)			4(2)	3(3)		5(4)	5(5)	(1)
南海道	伊予	9			15	9		3	2(2)	(1)		4(1)	2(2)	(2)	6(6)	6(5)	
	土佐	2			12	1		6(1)		(1)	1	2(3)			7(1)	1	(1)
西海道	小計	19			55	19③		23(1)	7(4)	(4)	1	15(6)	11(6)	(2)	35(16)	24(15)	(3)
	筑前	3			1			4			(1)	2(2)	2		11(2)	2(2)	
	筑後	3			10	2		2	(1)			3			3	1	
	豊前	1			9	4①		7	5	(1)		2	3		6	1(1)	
	豊後	3			10	4	①	3(1)		(1)		2	1		5	6	
	肥前	1			13			4	1	(1)		3	1(1)		5	1(1)	
	肥後	2			7	4		3	3			3(1)	4(1)		7(2)	3(3)	
	日向			①	9	2①(1)		3		(1)		1			5	2	
	大隅				4		1		(1)						2		
	薩摩				3					(1)					4		
志岐				1				(1)									
馬対								(1)						1			
小計	13		①	67	16②(1)	1①	26(3)	9(1)	(5)	(2)	16(3)	11(2)		49(4)	16(7)		
総計	254	9	①	641 ②(3)	345 ③(4)	22 ③(1)	245 ①(28)	114 (20)	2(21)	1(4)	169 (44)	118 (52)	1(2)	380 (128)	231 (129)	6(11)	(1)

〔備考〕 () 印は権官, ○印は員外官を各々示す。

表五

地域	国史 職階	続日本紀			続日本後紀			
		守	介	掾	守	介	掾	目
五畿内		90 ①18 ②0.1991	50(2) ①10 ②0.1106	2 ①0.4 ②0.0044	15(2) ①3 ②0.174	12(1) ①2.4 ②0.1395		
東海道		224(1) ①14.933 ②0.1673	85②(1) ①5.667 ②0.0635	11 ①0.733 ②0.0082	58(7) ①3.867 ②0.225	32(4) ①2.133 ②0.124	(4)	(1)
東山道		109① ①13.625 ②0.1531	59④ ①7.375 ②0.0829	3 ①0.375 ②0.00421	30(5) ①3.75 ②0.218	18(4) ①2.25 ②0.1308	1(1) ①0.125 ②0.0073	
北陸道		74①(1) ①12.333 ②0.1408	30⑦ ①5.000 ②0.0571	①	29(1) ①4.143 ②0.241	16 ①2.286 ②0.1329	(4)	
山陰道		108 ①13.5 ②0.1518	43⑩ ①5.375 ②0.0604	1 ①0.125 ②0.00141	35①(3) ①4.375 ②0.254	5(2) ①0.625 ②0.036	(3)	(1)
山陽道		136(1) ①17 ②0.1911	52④ ①6.5 ②0.0731	4①(1) ①0.5 ②0.0056	29(6) ①3.625 ②0.211	15(4) ①1.875 ②0.109	1 ①0.125 ②0.0073	
南海道		74 ①12.333 ②0.1364	19③ ①3.1667 ②0.0350		23(1) ①3.833 ②0.223	7(4) ①1.167 ②0.0678	(4)	1 ①0.167 ②0.0097
西海道		80 ①7.273 ②0.0814	16②(1) ①1.455 ②0.0163	1② ①0.091 ②0.001	26(3) ①2.364 ②0.137	9(1) ①0.818 ②0.0476	(5)	(2)
総計		895②(3) ①13.358 ②0.1497	354⑥(4) ①5.2836 ②0.0592	22③(1) ①0.3284 ②0.0037	245①(28) ①3.603 ②0.209	114(20) ①1.676 ②0.097	2(21) ①0.0294 ②0.00171	1(4) ①0.0147 ②0.00085

〔備考〕①は1国当り、②は1国・1年当りの載録事例数を各々示す。国数総数は、日本紀において、東海道15国のうち、14国が各90.4年、安房1国が73.6年、北陸道6国のうち、5国が各90.4年、能登1国が73.6年、平均87.6年、山陰道7国が各90.4年、美作1国が78.7年、平均88.94年、西海道11国(島)≪9国は67国中、61国が各90.4年、丹後・美作・大隅3国が各78.7年、能登・安房印は権官、○印は員外官を各々示す。本稿においては、これらについて一応

文 徳 実 録				三 代 実 録			
守	介	掾	目	守	介	掾	目
16(4) ①3.2 ②0.376	10(3) ①2 ②0.235			39(14) ①7.8 ②0.268	15(13) ①3 ②0.103		
42(7) ①2.8 ②0.329	21(11) ①1.4 ②0.165	1 ①0.067 ②0.0079		77(21) ①5.133 ②0.176	57(25) ①3.8 ②0.131		
22(2) ①2.75 ②0.324	17(14) ①2.125 ②0.25			46(22) ①5.75 ②0.198	31(21) ①3.875 ②0.133	3 (3) ①0.375 ②0.0129	(1)
14(10) ①2 ②0.235	15(4) ①2.143 ②0.252			40(11) ①5.714 ②0.196	26(14) ①3.714 ②0.128	(1)	
25(5) ①3.125 ②0.368	13(4) ①1.625 ②0.191			43(16) ①5.375 ②0.185	21(9) ①2.625 ②0.090	(1)	
19(7) ①2.375 ②0.279	20(8) ①2.5 ②0.294			51(24) ①6.375 ②0.219	41(25) ①5.125 ②0.176	3 (3) ①0.375 ②0.0129	
15(6) ①2.5 ②0.294	11(6) ①1.833 ②0.216	(2)		35(16) ①5.833 ②0.200	24(15) ①4 ②0.137	(3)	
16(3) ①1.455 ②0.171	11(2) ①1 ②0.118			49(4) ①4.455 ②0.153	16(7) ①1.455 ②0.05		
169(44) ①2.485 ②0.292	118(52) ①1.735 ②0.204	1 (2) ①0.01471 ②0.00173		380(128) ①5.588 ②0.192	231(129) ①3.397 ②0.117	6 (11) ①0.088 ②0.003	(1)

続日本紀が67国，続日本後紀以降が加賀一国を加えて68国で計算してある。また，続平均89.28年，東山道8国のうち，7国が各90.4年，出羽1国が79.3年，平均89.01年，8国のうち，7国が各90.4年，丹後1国が78.7年，平均88.94年，山陽道8国のうち，2島へのうち，10国が各90.4年，大隅1国（多嶽を含む）が78.7年，平均89.34年，総計2国が各73.6年，出羽1国が79.3年，総平均89.21年で算出したものである。なお，（ ）除外してあるが，ここには参考資料として示しておく。

表六(一)

三代実録		文徳実録		統日本後紀		統日本紀		国史
介	守	介	守	介	守	介	守	職階
山陽道	五畿内	山陽道	五畿内	五畿内	山陰道	五畿内	五畿内	地
南海道	山陽道	北陸道	山陰道	北陸道	北陸道	東山道	山陽道	
東山道	南海道	東山道	東海道	東山道	東海道	山陽道	東海道	
東海道	東山道	五畿内	東山道	東海道	南海道	東海道	東山道	
北陸道	北陸道	南海道	南海道	山陽道	東山道	山陰道	山陰道	
五畿内	山陰道	山陰道	山陽道	南海道	山陽道	北陸道	北陸道	
山陰道	東海道	東海道	北陸道	西海道	五畿内	南海道	南海道	
西海道	西海道	西海道	西海道	山陰道	西海道	西海道	西海道	

域

表六(二)

東山道		東海道		五畿内		地域
守	介	守	介	守	介	職階
文徳実録	文徳実録	文徳実録	文徳実録	文徳実録	文徳実録	国史
統日本後紀	三代実録	統日本後紀	統日本後紀	三代実録	三代実録	
三代実録	統日本後紀	三代実録	統日本紀	統日本紀	統日本紀	
統日本紀	統日本紀	統日本紀	三代実録	統日本後紀	統日本後紀	

西海道		南海道		山陽道		山陰道		北陸道		
介	守	介	守	介	守	介	守	介	守	介
文徳実録	文徳実録	文徳実録	文徳実録	文徳実録	文徳実録	文徳実録	文徳実録	文徳実録	続日本後紀	文徳実録
三代実録	三代実録	三代実録	続日本後紀	三代実録	三代実録	三代実録	続日本後紀	続日本後紀	文徳実録	三代実録
続日本後紀	続日本後紀	続日本後紀	三代実録	続日本後紀	続日本後紀	続日本紀	三代実録	三代実録	三代実録	続日本後紀
続日本紀	続日本紀	続日本紀	続日本紀	続日本紀	続日本紀	続日本後紀	続日本紀	続日本紀	続日本紀	続日本紀

が最も多いことを分明しうるのである。そして、国守・国介が五位・六位に相当する官職であること既述の通りであるから、これら五位・六位相当両官職への任官記事事例を最も多く載録する国史は、『文徳実録』であるとした先の指摘の妥当性が、ここに具体的検証を以て裏付けられることになるのである。

ことの序に、既掲表四及び表五に依拠して作成した表六(一)・(二)を参照しつつ、四国史における国守・国介両官職への任官記事載録事例数を地域別に眺めてみると、種々様々なことに気づくが、ここでは、次の諸点を指摘しておくに止めよう。

国守への任官記事に関して

- ①五畿内におけるそれが最も多くなっているのは、『続日本紀』『文徳実録』『三代実録』の三書においてであること。
- ②その残余の『続日本後紀』においては、山陰道におけるそれが最も多く、五畿内におけるそれが七番目というように、最下位より二番目に位置すること。
- ③西海道におけるそれが最も少くなっている点では、『続日本紀』『続日本後紀』『文徳実録』『三代実録』の四書において共通すること。

国介への任官記事に関して

- ④五畿内におけるそれが最も多くなっているのは、『続日本紀』と『続日本後紀』においてであること。
 - ⑤その残余の『文徳実録』と『三代実録』においては、山陽道におけるそれが最も多くなっていること。
 - ⑥西海道におけるそれが最も少くなっているのは、『続日本紀』『文徳実録』『三代実録』の三書においてであること。
 - ⑦その残余の『続日本後紀』においては、山陰道におけるそれが最も少くなっていること。
- 以上、国守・国介両官職への任官記事載録事例数の上で、『続日本後紀』におけるそれは、③④により、他余の三書のすべて、或いは、それらのうちの孰れか一書におけるそれと相通ずる点を有しているとはいへ、②⑦により、他余の三書におけるそれと全く相異なる点をも併有していることを明らかにしうるのである。
- 尚、既掲①②の諸官職への任官記事載録事例数の際立って多いもの——ここでは、各四国史の一年当りの載録事例数の多寡の順位において、一位のそれが二位のその二倍以上に上るものの全てを、各四国史毎に摘出列記してみると、次のようになる。

○『続日本紀』……ナシ

○『続日本後紀』……④治部卿、⑤民部卿、⑦刑部卿、の三官職

○『文徳実録』……⑮春宮大夫、⑰右京大夫、⑱右少弁、⑳治部大輔、㉑大判事、㉒中務少輔、㉓大学頭、㉔木工頭、④⑦左馬頭、④⑧右馬頭、④⑨左兵庫督、⑥⑤侍従、⑦②刑部少輔、⑦⑦春宮亮、⑦⑧左京亮、⑧⑥大炊頭、⑨④三河守、⑨⑥駿河守、⑨⑧相模守、⑩⑨讃岐守、⑩⑫筑後守、⑩⑬神祇少副、⑩⑭正親正、⑩⑮掃部正、⑩⑯鼓吹正、⑩⑰諸陵正、⑩⑱大学助、⑩⑳木工助、⑩㉑左馬助、⑩㉒隼人正、⑩㉓大学博士、⑩㉔大和介、⑩㉕河内介、⑩㉖越前介、⑩㉗肥後介、⑩㉘安房守、⑩㉙中宮大進、⑩㉚春宮大進、⑩㉛美濃介、⑩㉜下野介、⑩㉝丹波介、⑩㉞但馬介、⑩㉟伯耆介、⑩㊱出雲介、⑩㊲備前介、⑩㊳備中介、⑩㊴紀伊介、⑩㊵讃岐介、⑩㊶筑前介、⑩㊷肥前介、の五〇官職

○『三代実録』……⑩⑬薩摩守、⑩⑭淡路守、の二官職

そして、以上を整理すると、

『続日本紀』の場合……ナシ

『続日本後紀』の場合……合計三官職（全てが四位相当）。

『文徳実録』の場合……合計五〇官職（⑩の一官職のみが四位相当、他余の四九官職のうち、二〇官職（（約四〇・八％に当り、先掲口事例⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿）が六位相当）。

職の約一八・二％を占める。⑮）が五位相当、二九官職（（約五九・二％に当り、先掲ハ事例⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿）が六位相当）。

『三代実録』の場合……合計二官職（全てが六位相当）。

のようになり、これによって、『続日本後紀』においては、イ、『文徳実録』においては、イ・ロ・ハ、『三代実録』においては、ハが各々卓越していることを理會しうるのである。その中において『文徳実録』は、既掲のイ・ロ・ハ二〇九事例中、その約四分の一弱に相当する五〇事例もの任官記事において、上述の如く極めて多くの載録事例数を有しており、しかもそれが、それらイ・ロ・ハのうち、ロ（約四〇・八％）・ハ（約五九・二％）、取り分け、ロよりもハにおいて確認されるのは、同書の編纂者たちが五位・六位、殊に六位クラスの官人たちの任官記事に並々ならぬ関心を有し

ていて、その国史への載録に鋭意努め、そしてそれが可成りの程度まで達成されていることを雄弁に語り示す具体事象として、特に留意されねばならぬであろう。而してこのことは、同書の編纂者の一人、都良香の意志・意向は固註(5)よりのこと、その編纂事業の首班者たる藤原基経の事績(蹟)や、その為人やに因由するところ多大なるものがあるやに思われるのである。そこで、次に、そうしたことについて、いま尠しく掘り下げて考えてみよう。

四

凡そ、『文徳実録』の編纂事業において、その最高方針が、同書の編纂主宰者たる藤原基経の方寸に出でて、結局の攸、それが、同書の史乗としての性格を大きく規定する要因とも、或いは一因子ともなっている、と観ることは可能であろうと思う。これまでに縷々指摘した処の、同書から認知される五位・六位相当官職への任官記事載録事例数の優越性・卓越性を以て、そうしたことの妥当性ないし至当性を裏付けるべき徴証と看做しうるよう思うからである。而してこうした観点からすれば、同書の編纂主宰者たる基経は、五位・六位の官人たち、取りも直さず、多くの官人たちの中に在って、どちらかと言えば、さほど陽の当たらぬ、不遇な立場に在ったとみられる者たちの活動・活躍のさまに、殊のほか関心を示すとともに、こうした人々を温かく見詰め、これに正当なる評価を与え、以てこれを努めて国史に載録せんとする強い意志ないし意欲の持主であった、ということにならう。事実、彼の事績(蹟)を調査してみると、彼が、そうした心情・性癖の持主であったことを窺わせるに足る幾許かの証跡を見出しうるのである。仍って以下に、そうしたことを説述してみようと思う。

『三代実録』元慶二年二月廿五日条に、

於「宜陽殿東廂」。令「從五位下行助教善淵朝臣愛成」。始讀中「日本紀」。從五位下行大外記島田朝臣良臣為「都講」。

右大臣(基経)已下参議已上聴_レ受其説_一。

云々とあり、同書同六年八月廿九日条に、

於_二侍從局南右大臣曹司_一。設_二日本紀竟宴_一。先是。元慶二年二月廿五日。於_二宜陽殿東廂_一。令_二從五位下助教善淵朝臣愛成_一讀_レ日本紀_上。從五位下行大外記島田朝臣良臣。及文章明経得業生学生数人遞為_二都講_一。太政大臣(基経)右大臣及諸公卿並聴_レ之。五年六月廿九日講竟。至_レ是申_二澆章之宴_一。親王以下五位以上畢至。抄_二出日本紀中聖徳帝王有_レ名諸臣_一。分_二宛太政大臣以下。預_二講席_一六位以上_上。各作_二倭歌_一。自餘当日探_レ史而作_レ之。

云々とあって、基経は、元慶二年二月二十五日の日本紀講筵始めに列席して、同書の講読を聴受し、また、その四年後の同六年八月二十九日に設けられた澆章の宴において、いわゆる日本紀竟宴歌を作ったという。この一事に徴しても、彼が、単なる為政者というだけでなく、国史にも相当造詣の深い好学の士であったことが充分に判るのである。

ところで、前記元慶二年度の日本紀講筵において、読師役を勤めた善淵朝臣愛成と講師役を勤めた島田朝臣良臣とが、共に『文徳実録』の編纂事業にも参画した経験を有し、然も、從五位下という、貴族層としては最下級に属する官人たちであった。そして基経は、右大臣に就任した貞観十四年八月二十五日以降において、その専断体制を築き上げたとみられる訳であるが、略々、この頃から朝廷の重大事に対し、その採るべき措置ないし方途などについて、明経紀伝の諸博士・諸碩儒らに諮問し、その奏議に基拠して、事の解決を図り、之を以て当面の難局を乗り切るといったことが頻繁に行なわれるようになった。そうした経緯が『三代実録』にも、次のように伝えられている（各諮問事項の後に記す交名は、そ

々を登場順に列記したものであるが、以下の論述の資として、各人別に傍線を施すとともに、人名別の通番号をも付してある。尚、括弧内の位階・官職は、稿者の補入に依るものである。）。

○大極殿に火災あり、皇帝朝を廃すべきか否か、また、群臣の政に従うべきか否かのこと。（貞観18・4・11条）

從五位上行大学博士兼越中守善淵朝臣永貞、從五位下行助教船連副使麻呂、從五位下行助教善淵朝臣広岑、直

講正六位上美努連清名、⁵(正六位上行直講) 小野朝臣当岑、⁶ 大学頭從五位上兼行文章博士巨勢朝臣文雄、⁷ 文章博士從五位下兼行大内記越前権介都宿祢良香

○天子は傍期を絶つが、太上天皇は之を絶つべきか否かのこと(元慶1・2・14条)

¹從五位上行博士兼越中守善淵朝臣永貞、²從五位下行助教船連副使麻呂、³從五位下(行助教) 善淵朝臣広岑、⁵從五位下行直講小野朝臣当岑、⁴外從五位下(行直講) 美努連清名

○日蝕が夜に在る時、廢務すべきか否かのこと(元慶1・4・1条)

¹從五位上行大学博士兼越中守善淵朝臣永貞、⁸從五位下行助教善淵朝臣愛成、³從五位下(行助教) 善淵朝臣広岑、⁵勘解由次官從五位下兼行直講小野朝臣当岑、⁴外從五位下(行直講) 美努連清名、⁷文章博士從五位下兼行大内記越前権介都宿祢良香、⁹從五位下守大判事兼行明法博士桜井田部連貞相、¹⁰正六位上行左少史兼明法博士秦公直宗、¹¹陰陽頭從五位下兼行曆博士越前権大掾家原朝臣郷好、¹²外從五位下行陰陽権助弓削連是雄

○太政大臣は、大唐(史伝)にあつて如何なる官職に相当するか、また、職掌が有るか否かのこと(元慶8・5・29条)

¹³從五位上行式部少輔兼文章博士加賀権守菅原朝臣道真、¹正五位下行(大学) 博士善淵朝臣永貞、¹⁴從五位下行助教浄野朝臣宮雄、¹⁵(外從五位下行助教) 中原朝臣月雄、¹⁶(正六位上行) 大蔵善行、¹⁷(正六位上行) 右少史兼明法博士凡春

宗、¹⁸(從五位下行) 大内記菅野惟肖、¹⁹明法博士忌部濬繼(位階不詳)

これらの事柄についての諮問に与り、奏議を行なった学識者たちもみな、五位(傍線1、2、3、6)・六位(傍線4、5、17の人々)の、いわば、中・下級に属する吏僚たちである。基経は、こうした人々の建議・建策に耳を傾け、之を充分に汲み取って、自らが領導する政に適宜に採択し、援用した。茲にも、執政者としての彼が、当代を代表する諸方面の学識者たちの卓抜した見解を尊重し、重視するという態度面において、極めて旺盛な好学精神の持主であつたことが

能く示されている、と言えるのである。こうした彼の営為は、そうした学識者たちの頭脳を存分に活用するという、為政者として、現実的必要性をもった試みであるとともに、自らの好學心ないし知的欲求を充足させる為のものでもあった。要するに彼は、中・下級官僚群のもてる知的活力を己れの履行する政の資として導入すべく、それら有能・達識の士たちからの意見聴取に、かなりの意欲を燃やし、且つそれを相当の程度まで実践躬行したのである。この人材発掘、或いは、人材登用にも連なる彼の思考とその実践は、いきおい、その関心をそれら中・下級に属する吏僚群の上に趣かしめることとなるのである。これが、彼を編纂主宰者に奉ずる『文徳実録』に、五位・六位相当官職への任官記事載録事例数の卓越性を招致せしめた一つの大きな所以である、と思う。又、同書が叙述対象範囲とする嘉祥三（八五〇）年三月より天安二（八五八）年九月までの約八年半における、彼自身の所帯位階が如何なるものであったかをみると、

正六位上——→従五位下（齊衡元年十月十一日）

従五位下——→従五位上（天安二年一月七日）

従五位上——→正五位下（貞観二年十一月十六日）

というように、それは、正しく六位・五位であり（正五位下→従四位下は、貞観三（八六一）年三月八日）、これを、その前史たる『続日本後紀』の叙述

対象範囲（天長一〇（八三三）年一月より嘉祥三（八五〇）年三月までの約一七年二ヶ月）と、その期間における同書の編纂主宰者たる藤原良房の所帯位階のありよう

（従五位下→正五位下（天長十年八月八日）、正五位下→従四位下（天長十年十一月十八日）、従四位下→従四位上（承和二年一月七日）、従四位上→従三位（承和二年四月七日）、従三位→正三位（承和九年一月七日）、正三位→従二位（嘉祥二年一月七日）、従二位→正二位（仁寿元年十一月七日）というように、従五位下から従二位にまで亘っている。）

との関係において考量すると、『文徳実録』の編纂主宰者たる藤原基経が、同書の叙述対象範囲の時代において、いまだ五位・六位という中・下級に属する吏僚であったことも、或いは、同書にそうした五位・六位相当官職への任官記事載録事例数の卓越性を招致せしめた一因となっているのかも知れない。

更に基経は、中・下級に属する吏僚たち、なお言えば、不遇な立場にある者たちに対して同情し、これを温かく見詰

めるとともに、これに正当なる評価を与えようとする、優しく、それでいて、不条理には、殊のほか強い義憤を感じずには居られない、といった厳しさ、激しさをも併せもつ心の持主であったように思う。こうした彼の性格は、その実父長良の不遇な生きざまから受けた有形・無形の影響によって自然と培われたもの、とみられる節を見出すことが出来るのである。実は、こうしたことも亦、当面の問題、即ち『文徳実録』において、五位・六位相当官職への任官記事載録事例数の卓越性を招致せしめた所以や如何にを考える際に、看過することの出来ぬ点ではないか、と思う。

それでは、基経の実父長良の不遇な生きざまとは、一体、如何ようなものであったかというに、彼は、冬嗣の長子で、多くの異母弟をもっていた（『尊卑分脈』によれば七名）が、その中でも、二才年少の良房や、十二才年少の良相やに官位官職への昇進補任面で、かなり大きく水をあげられてしまった、ということである。これは、その所生母の家柄（註6）の低さに基因するものであった、と観られる訳であるが、それは兎も角として、長良が、それら二人の舎弟らに官位官職への昇進補任面で、大きく遅れをとったというのは、当然のことながら、現実の政治社会における権勢面で、差をつけられたということだけでなく、経済生活面でも、劣位に立たせられたということであるから、そうしたさまざまな事柄が、彼自身の日々の精神生活面にも、何かと多大な影響を与えぬ筈はなかった、と思われるのである。こうしたことから、彼は、現実に対する不満・失望の情に駆られ、時として、それら二人の舎弟らを羨ましく、恨めしく、或いは妬ましく思い、更に或いは、自らの腑甲斐なさに腹立たしさを覚えて、憤懣やる方なく鬱々として送る日々が、どれほど多くあったことか、察して余りあるものがある。こうした沈鬱な精神状態にあったとみられる長良をば、その子息基経は、さぞや複雑な感懐を以て見詰めつゝ成長していったに相違なかるうと思う。ここで、所述を一旦、前に戻して、表七に拠りつゝ、長良・良房・良相三兄弟の官途への昇進状態を振り返って眺めてみることにしよう。

基経が九歳になった承和十一（八四四）年に、その父長良は、漸く参議に昇進した。時に彼は四十三歳であった。良

表七

人名	官				職	
	参議	中納言	大納言	右大臣	太政大臣	
良長	承和11・1・11～仁寿4・8・28 (844) (854) 〈約10年7ヶ月〉 43	斉衡1・8・28～斉衡3・7・3 (854) (856) 薨去 〈約1年11ヶ月〉 53				
良房	天長11・7・9～承和2・4・7 (834) (835) 〈約9ヶ月〉 31	承和2・4・7～承和9・7・25 (835) (842) 〈約7年3ヶ月〉 32	承和9・7・25～承和15・1・10 (842) (848) 〈約5年6ヶ月〉 39	嘉祥1・1・10～斉衡4・2・19 (848) (857) 〈約9年1ヶ月〉 45	天安1・2・19～貞観14・9・4 (857) (872) 薨去 〈約15年7ヶ月〉 54	
良相	承和15・1・10～嘉祥4・12・25 (848) (851) 〈約3年11ヶ月〉 32	仁寿1・12・25～仁寿4・8・28 (851) (854) 〈約2年8ヶ月〉 35	斉衡1・8・28～斉衡4・2・19 (854) (857) 〈約2年6ヶ月〉 38	天安1・2・19～貞観9・10・10 (857) (867) 薨去 〈約10年8ヶ月〉 41		
基経	貞観6・1・16～貞観8・12・8 (864) (866) 〈約2年11ヶ月〉 29	貞観8・12・8～貞観12・1・13 (866) (870) 〈約3年1ヶ月〉 31	貞観12・1・13～貞観14・8・25 (870) (872) 〈約2年7ヶ月〉 35	貞観14・8・25～元慶4・12・4 (872) (880) 貞観18・11・29任摂政 〈約8年4ヶ月〉 37	元慶4・12・4～寛平3・1・13 (880) (891) 任関白 〈約10年1ヶ月〉 45	

〔備考〕 当表は、『公卿補任』を主とし、それに国史を以て補記して作成したものである。ゴチック数字は当該官職への就任時年齢、() 内数字は西暦年数、〈 〉 内数字は当該官職在任期間を各々示す。なお、参考として最下欄に基経の官歴をも併記しておいた。当表には左大臣欄を欠くが、これは、それら四者の孰れもが当該官職を歴任していないためである。

房と良相の参議就任時の年齢をみると、良房が三十一歳、良相が三十二歳であるから、これら両者の場合に較べると、長良の参議就任時の年齢が如何に高いかが判る。つまり、年齢的にみて、長良は、良房より十二年、良相より十一年遅く参議に就任したことになる。兎も角も、こうして長良は、参議に就任した訳であるが、この時に良房は、すでに大納言に補任されて二年目であった。そして仁寿元（八五二）年十二月には、長良よりも四年遅れて参議入りを果した良相が、長良を追い越して中納言に昇進してしまつた。この良相であるが、長良が約十年七ヶ月間在任した参議から中納言へと昇進する齊衡元（八五四）年八月には、中納言在任期間僅か約二年八ヶ月で、はやくも大納言入りを果した。その後長良は、従二位権中納言を極位極官として、ついに、齊衡三（八五六）年、五十五歳にて薨去する。時に、その子息基経は、二十一歳になっていた。

ところで、この基経は、それより二年前の仁寿四（八五四）年に十九歳で叙爵しており、この叙爵時の年齢が、その養父良房のそれより六歳も若く、兄国経に比して五年も早い（国経の叙爵は貞觀元年）点からみて、基経は、その叙爵年たる仁寿四年以前において、すでに良房に、その前途有為の人材たるを見込まれて、猶子に定められていた、と考えられるのである。^{註（？）}

以上、長良の官途の昇進状態をば、良房や良相らのそれと対比しながら述べたが、これによつても、長良の官歴上における不遇さ・不如意さが能く理會せられるのである。而してこうしたことが、『大鏡』良房伝に、彼に男子の無いのを遺憾なこととし、これを叙して、

御兄の長良の中納言、ことのほかに越えられたまひけむ折、いかばかり辛う思され、また、世の人もことのほかに申しけめども、その御末こそ、今に栄えおはしますめれ。ゆく末は、ことのほかにまさりたまひけるものを。

云々とあり、又、同書良相伝に、彼の子孫が振るわないことを記して、

かくばかり末栄えたまひける中納言殿を、やへやへの御弟にて、越えたてまつりたまひける御あやまちにや、とこそおぼえはべれ。

云々とあるように、同書によれば、長良が二人の舎弟たちに位階官職を追い越されて、どれほど辛く思い、又、このことを世人たちも、あれこれと、かなり噂したといい、そして、位階官職の面で、良房と良相とは、ともに弟の身でありながら、兄の長良を超過したが故に、その科を受けて子宝に恵まれず(良房の場合)、或いは、子孫が振るわない(良相の場合)のであるとして、結局は、生前振るわなかった長良が、生前権勢を極めた舎弟二人よりも、基経という頼もしい男子をもっていたが故に、後々の勝利を収めることが出来た。即ち後々において、その血統者に大いなる繁栄発展があった、としているのである。

孰れにしても、『大鏡』では、長良の不遇に充ちた境涯に対する深い同情の精神を基調として、その事績(蹟)が叙述されている、と言えるのである。つまり、ここでは、長良が、後世の歴史物語作家たる『大鏡』の作者に同情さるべき人物と看做されていたことを確認しておきたい。

それでは、翻って、長良の実子基経自身は、そうした実父長良を如何ように観ていたのであろうか。

基経を編纂主宰者に仰ぐ『文徳実録』には、八〇件に上る薨卒記事が収載されているが、(註⁹⁰)それらの中で、彼にとって、その実父たる長良のそれ(齊衡³・7・3条)が、最も重要な意義をもつものであり、又、件の薨卒記事を載録するのが、同書編纂の一大眼目でもあった、と言える程のものである。然るが故に、その記述は、充分なる配慮を以て為され、そこでは、長良の卓抜なる人格と高邁なる識見とを顕彰し、併せて基経自身の存在をも大いに主張しているのである。(註⁹¹)別けても、長良の為人を記して「志行高潔。寛仁有度(中略)長良兄弟之間。友愛天至。接士大夫。常以寛容。人無貴賤。慕而仰之。」云々とある条の、圈点部分の記述には、上述したように、その人の生活・生きざまの全てを規定

してしまふと言ってもよい程の、その帶する位階官職の面で、長良が、その二人の舎弟らに大きく水をあけられてしまふという状況下に在った彼個人の精神状態や、彼を含めた三兄弟の人間関係やに彼此想いを致すとともに、上に触れた『大鏡』作者の長良観なども併せ考えた時に、極めて意味深長なものが包含されていると観なければならぬように思ふ。

稿者は、その辺のことについて、次のように考えている。即ち、先にも述べたように、長良は、内心、やはり舎弟二人らに対して、不平・不満の情を募らせ、或いは、嫉妬の炎を燃やして、己が心の眼を曇らせることもあつたであろう。併し彼は、生来有徳で頗る寛大な心をもっており、又、自制心も強く、時として、その胸臆に頭を擡げてくるそうした疚しく忌わしい思いをなるべく押し殺し、己と舎弟二人らとの人間関係が円満に往くよう極力努めたことと思われる。こうした言わば、己の心を虚しくし、平静さを装わんと努める長良の心を、実は、基経が能く察知し、すっかり見透していて、その父の心情を痛い程に理會していたのである。それ故にこそ、基経が己の編纂主宰する『文徳実録』に、その実父長良の薨伝を載録するに際して、同薨伝中の他余の個処の文言とは異質な、ここでは、どうしても必要なこととは思えない、或いは、あらずもがなの感さえする「兄弟之間」なる表現を含む記事を、そのまゝ是認して登載したのであろう。否寧ろ、基経の、長良の薨去記事への深い思い入れに想いを致せば、その「兄弟之間」なる表現を含む件の薨去記事には、全般的に、基経自らの手による大幅な加筆修訂が試みられているとするのが、遙かに事の真相に近い見方ではないかと思う。こうした意味において、基経の編纂主宰した『文徳実録』収載の長良薨去記事は、その実父長良の事績（蹟）顕彰の記であるとともに、不運な境涯に泣き、不遇のまゝに竟った父に対する、子の鎮魂の筆の香華である、とも言えよう。

以上を要するに、基経は、己の父の置かれた立場や、その境涯から具に学びとったさまざまな事柄、即ち、不遇なる者・弱い立場にある者を温かく思い遣ることや、日蔭に功を積む者・目立たぬところで徳を施す者などという、動もす

れば、見過され、或いは忘れ去られ易い者たちに眼差を注ぎ、それに正当なる評価を与え、以てこれを顕彰することや実践躬行した人であった。而して、彼のそうした性行が、先述したその持前の学問好きな性格ないしは精神と密接不可分に結び付くことにより、自と為政者としての彼に、中・下級官僚階層に属する学識者の実態・動向の掌握、更には、それらに有する知力・能力の発掘と、その利用とが、強く要請され、いきおい、それら階層に属する吏僚群へ、より深い関心を抱かざるを得なくなったのである。故に、彼を編纂主宰者とする『文徳実録』に、五位・六位相当官職への任官記事載録事例数の優越性・卓越性を招致せしめた主因も、実は、叙上の如き事柄に求められねばならないのである。更に又、同書の叙述対象範囲とする時期における基経自身の所帯位階が、偶、六位・五位であったということも、或いは、そうした同書における五位・六位相当官職への任官記事載録事例数の優越性・卓越性を招致せしめた一因と考えるよいように思う。

かくて論じてここに到れば、曾て坂本太郎博士が、『文徳実録』の伝記、即ち薨卒伝に関して、他余の国史のそれは、五位の官人を極めて冷淡に取り扱っているのに対し、同書の場合は、広量にこれを取り上げているところに大きな特色があり、そしてこれは、同書の編纂者の一人、都宿祢良香の出身と思ひ合わせて、彼が、下積みで辛酸を嘗めた自らの境遇を思い浮かべ、あらゆる人間に同情を注いだことに因るものではあるまいかとして、良香と薨卒伝との密接な関係を指摘され、^(註10)これが近時学界の通説として汎く一般に承認されていること周知に属するところであるが、稿者は、上記の坂本博士説を参稽しつつも、これとは別個の観点と操作と理由から、下記のような事柄を小稿の結論として提出しておきたく思う。即ち、その第一点として、『文徳実録』の編纂者の一人たる都良香と、同書の薨卒伝との間に、密接な関係を認められて、後者に前者の意志・意向が色濃く反映されているとする上記の坂本博士説は、慥かに至当で、これは、もはや千古の断案と看做しても差し支えないものと思うが、それと同時に、『文徳実録』の編纂主宰者たる藤原基

経と、同書の薨卒記事との間にも密接な関係が認められ、基経の実父長良を始め、他余の人々の薨卒記事、特に、同書に多載されている五位クラスの官人の卒去記事の記載ないし載録に、基経が深く介入関与し、そこに彼の意志・意向が、可成り強く、且つ大きく反映されている、とみられること。その第二点として、同書の編纂主宰者たる藤原基経と、同書に収載する任官記事、取り分け、五位・六位クラスの者のそれとの間に密接な関係が認められ、当該記事の記載ないし載録にも、基経が深く介入関与し、そこに彼の意志・意向が、可成り強く、且つ大きく反映されている、と考えられること、の二点がそれである。

註

(1)官位令には、本稿で採り上げた①②の外に、一品家令・職事一位家令(以上、従五、位下相当)、二品家令(正六位、上相当)、一品家扶・三品家令・職事一位家扶・職事二位家令(以上、従六、位上相当)、二品家扶・四品家令(以上、正七、位上相当)、一品家大従・一品文学・三品家扶・職事一位家大従・職事正三位家令(以上、従七、位上相当)、一品家少従・二品家大従・二品文学・四品家扶・職事一位家少従・職事従三位家令(以上、従七、位下相当)、杯の諸官職も登載されていること衆知の通りであり、又、これらの諸官職の中には、国史に所見されるものもある。いま、具体的な人名表記を伴うものだけに限り、それを便宜的に、a家令、b家扶、c大従、d文学、e小従、と分類整理して示すと、次のようになる。即ちaは、『続日本紀』に一例(天平16・10・6、条入授位記事)、『続日本後紀』に四例(天長10・2・丙子条入賜姓記事、承和14・3・1条入賜姓兼土左大目。一品葛原親王家令如故)、『文徳実録』に二例(斉衡2・8・21条改姓記事、同)、『三代実録』に一五例(貞観4・2・23条入賜姓・貫嘉祥2・4・28条入貫附記事の四例)、『賜姓記事』、同5・10・21条入授位記事、同6・8・8条改姓記事と賜姓記事、同7・1・27条入任官記事、同8・1・13条入任官記事、同9・11・20条入賜姓名記事、同11・1・8条入授位記事、同11・2・16条入任官記事、元慶1・12・25条入賜姓記事、同3・5・8条入授位記事、同4・11・25条入授位記事、同5・1・15条入任官記事、同8・3・9条入任官記事の五例) 所見される。bは、『三代実録』のみに二例(貞観4・7・28条入貫附記事、同) 所見される。cは、国史に全く所見されない。dは、『続日本後紀』のみに一例(嘉祥2・4・28、条入貫附記事) 所見される。eは、『三代実録』のみに一例(貞観9・11・20、条入賜姓名記事) 所見される。このように、a、b、c、d、eは、任官、賜姓、賜姓名、改賜姓、授位、貫附、賜姓・貫附、杯の諸記事に互ってみられる訳であるが、これらは、全て(但し、aの『続日本後紀』承和15、13条の一例のみは除外) 某人物の所帯官職として、その某人物の上部に冠して用い

られている事例であり、決して、それらa s eなる令制官職への任官記事としての事例ではない。本稿において、それらa s eと分類整理せられているところの諸官職が、討究対象外とされている所以である。

(2)各官職への任官記事載録事例数の算出には、当然のこと乍ら、大宝令制との異同(例えば、左右兵衛の率と督、翼と佐)や、天平宝字二年八月廿五日実施の官制改称なども充分に加味考慮してある。

(3)神龜五年七月二十一日〔令集解
所引釈〕に創置された内匠寮の長官たる内匠頭と次官たる内匠助への任官記事載録事例数を各四国史毎に各々検すると、

△内匠頭の場合▽

△載録事例数
以下同様▽

△一年当りの載録事
例数(以下同様)▽

続日本紀	一一	(〇・一七三五)
続日本後紀	三	(〇・一七四四)
文徳実録	三	(〇・三五二九)
三代実録	七	(〇・二四〇五)

△内匠助の場合▽

続日本紀	五	(〇・〇七八九)
続日本後紀	〇	
文徳実録	一	(〇・一一七六)
三代実録	〇	

のようになり、これら両官職への任官記事の一年当りの載録事例数において最も卓越するのは『文徳実録』であり、しかも、この内匠頭と内匠助は『職原抄』によれば、従五位上と正六位下相当の官職であるという。これらも、『文徳実録』のロ・ハの卓絶性を語り示す一事例として追加しえよう。

(4)斯かる事柄に関しては、拙文『続日本後紀』と『文徳実録』(本誌第五号)を参照されたい。

(5)坂本太郎氏『六国史』第六 日本文徳天皇実録の項 同氏「六国史と文徳実録」(『日本古代史の基礎的研究』上 文献篇所収)。

(6)『大鏡』『尊卑分脈』では、それら三者を同母兄弟とし、生母を阿波守(藤原)真作女とするが、『公卿補任』では、それら三者のうち、良房・良相両者の生母を大庭王女とし、長良の生母を阿波守真祚女としている。稿者は、本論において述べた如き理由を以て、『公卿補任』の所伝を妥当なものと考ええる。

(7)坂本太郎氏「藤原良房と基経」(『古典と歴史』所収)、又、このことは、良房の、不遇な兄長良に対する思い遣りに因るもの、と観ることも出来よう。

(8)拙文『文徳実録』良吏伝の検討」(『日本古代の政治と制度』林陸朗先生還暦記念会編)所収。

(9)拙文「六国史の薨卒伝の記述内容について」(『立正史学』第四七号)

(10)(5)に同じ。

附記

本稿では、国史における七位相当ないしそれ以下の官職への任官記事については、特に触れなかったので、茲に、その件に関して若干述べておくこととする。

そうした任官記事で、後述の国司のそれを除き、四国史のうち、二国史以上に互って所見される当該事例中、一年当りの載録事例数の比較可能な唯一の事例たる大外記(七位相当)の場合についてみるに、

	△載録事例数 (以下同様)▽	△一年当りの載録事 例数(以下同様)▽
続日本紀	六	(〇・〇六六四)
続日本後紀	一	(〇・〇五八一)
文徳実録	一	(〇・一一七六)
三代実録	一	(〇・〇三四四)

とあって、一年当りの載録事例数では、確かに『文徳実録』が最も卓越していて、この点では、同書が七位相当の如き低い官職への任官記事の載録に熱心であるやに思われもする。だが、同書の編纂者の一員で、同書の記載に係わり深い都良香自身の歴任した、

①文章博士(正七位下相当、弘仁十二年二月以降従五位下相当)、②大内記(正六位上相当)、③越前権介(正六位下相当)、④小内記(正八位上相当)という四官職への任官記事の載録状

態を一渉り眺めてみると、

①の場合

続日本紀 三 (〇・〇三三二)

続日本後紀 二 (〇・一一六三)

文徳実録 〇

三代実録 五 (〇・一七二八)

②の場合

続日本紀 〇

続日本後紀 一 (〇・〇五八一)

文徳実録 一 (〇・一一七六)

三代実録 二 (〇・〇六八七)

③の場合

続日本紀 〇

続日本後紀 〇

文徳実録 〇 (〇・一七二八)

三代実録 五

④の場合

続日本紀 〇

続日本後紀 〇

文徳実録 〇 (〇・〇三四三)

三代実録 一

というように、『文徳実録』には、①④のうち、②について一例みられはする(これは、本稿において指摘した『文徳実録』のハの卓越する一事例である。)ものの、特に正八

位上相当の④について全くみられないので、同書は、必ずしも七位相当ないしそれ以下の下級官職への任官記事の載録に熱心であるとは思えないのである。

更に、こうしたことを比較的多くの事例数を以て能く示すのが、国司の掾(七位相当)・目(八位相当)への任官記事のそれである。そこで、このことを既掲表四・表五に拠って説明しておこう。

先ず、掾への任官記事載録事例数(括弧内数値は、一国・一年当りのそれ、以下同様。)からみてみるに、『続日本紀』は二二(〇・〇〇三七)、『続日本後紀』は二(〇・〇〇一七二)、『文徳実録』は一(〇・〇〇一七三)、『三代実録』は六(〇・〇〇三)とあって、一国・一年当りの載録事例数の点では、『続日本紀』(但し、後半部分)が最も多く、以下、『三代実録』↓『文徳実録』↓『続日本後紀』の順に続き、『文徳実録』は、決して、それほど多くの載録事例数を有していないことが判るのである。

次に、目への任官記事載録事例数についてみると、四国史中、『続日本後紀』に一例みられるのみで、『文徳実録』には全くみられない。こうして『文徳実録』は、本稿で指摘したように、五位・六位相当官職への任官記事載録事例数において卓越するとはいへ、七位相当ないしそれ以下の下級官職への任官記事載録事例数において卓越していないこと。別言すれば、同書は、五位・六位相当官職への任官記事の載録には殊のほか意を用い、熱心ではあるが、七位相当ないしそれ以下の下級官職への任官記事の載録には、可成り無関心、或いは冷淡であったことが知られるのである。これはやはり、飽く迄も正史としての同書の、載録基準の枠の問題に因るもの、と観るべきであろう。